

2026年9月 川崎市議会大都市制度・税財政調査特別委員会

大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究

比較から見る大都市税財政の課題

星野 泉（明治大学政治経済学部）

これまでの主な調査研究内容

- 主な研究テーマ
 - スウェーデンとイギリスの地方自治 自治体財政
 - 日本の財政 税制 自治体財政分析
- 学会活動では
 - 現 日本地方自治研究学会会長 自治体議会政策学会会長
 - 日本地方自治学会理事
 - 元 日本財政学会常任理事、地方財政学会理事 国際財政学会
 - 各会員など

これまで及び現在の主な地域活動

- 都から区市町村への分権のあり方研究会(東京都)
- 愛知県地方税に関する研究会（愛知県）各委員
- 受益者負担の適正化に関する有識者懇談会、宿泊税に関する有識者懇談会（成田市）
- 公共施設再配置計画審議会、市立学校適正配置等審議会（新座市）
- 文化芸術プラン推進委員会・特別職報酬審議会（千代田区）
- 総合計画審議会・特別職報酬審議会（所沢市）
- 長期総合計画審議会（清瀬市）
- 都市自治体の就労支援・職業教育に関する研究会（日本都市センター）
- ネクストステージに向けた都市自治体の税財政に関する研究会国際比較WG（日本都市センター）
- 各座長など。

主な著書

『財政のかたちは国のかたち～幸福な財政再建のための 30 のポイント～増補改訂版』（朝陽会）2022年、
『自治体財政を読み解く』共著（イマジン出版）2022年、『スウェーデン 高い税金と豊かな生活一ワークラ
イフバランスの国際比較一』（イマジン出版）2008年、『分権型税制の視点』2004年（ぎょうせい）など。

主な研修 財務省会計センター、千葉県自治研修センター他。

財政の基本的考え方と今日の課題について

- 財政は、民間と違い量出制入
 - 日本の負担は重いのか
 - 税の特徴は強制無償
 - 国と地方の役割分担 負担と機能
-
- 人口減少と少子高齢化
 - 公共施設再編
 - 財源確保について

国民・住民の負担状況
公共部門の財源調達状況
経済と人口構成

GDPに占める租税・社会保障負担 %

OECD 資料より作成

[illegible]

租税と社会保険料、国税と地方税

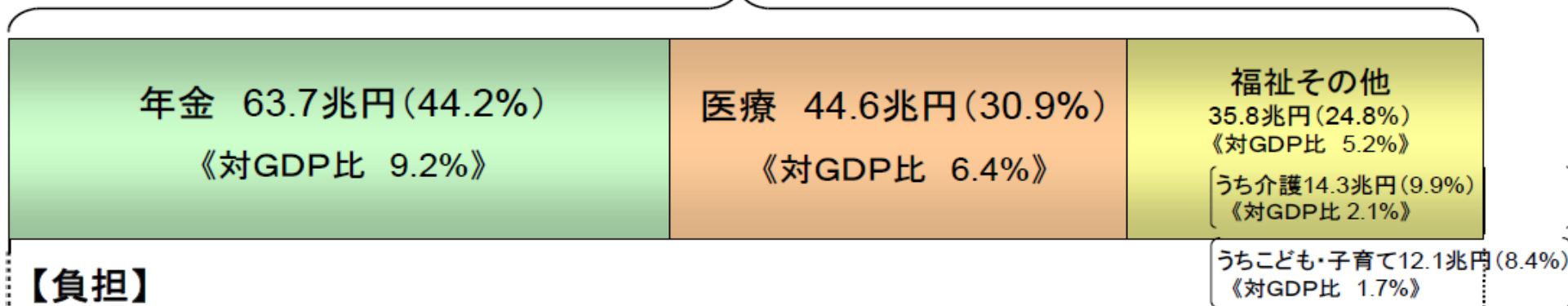
- 税は、所得、利益、消費、資産などに応じて、
 - 比例的負担が多く、時に累進的に負担が増えることも。
- 社会保険料は、義務性にはほぼ変わりはないものの、
 - その多くが、負担率としては逆進的。
 - 年金、健康保険、介護保険等
 - 負担とサービスがリンクしているので当然と理解するか
- この後のスライドにあるように税はそう高くないが社会保険部分が高い。
- 国税と地方税の違いについて

社会保障の給付と負担の現状

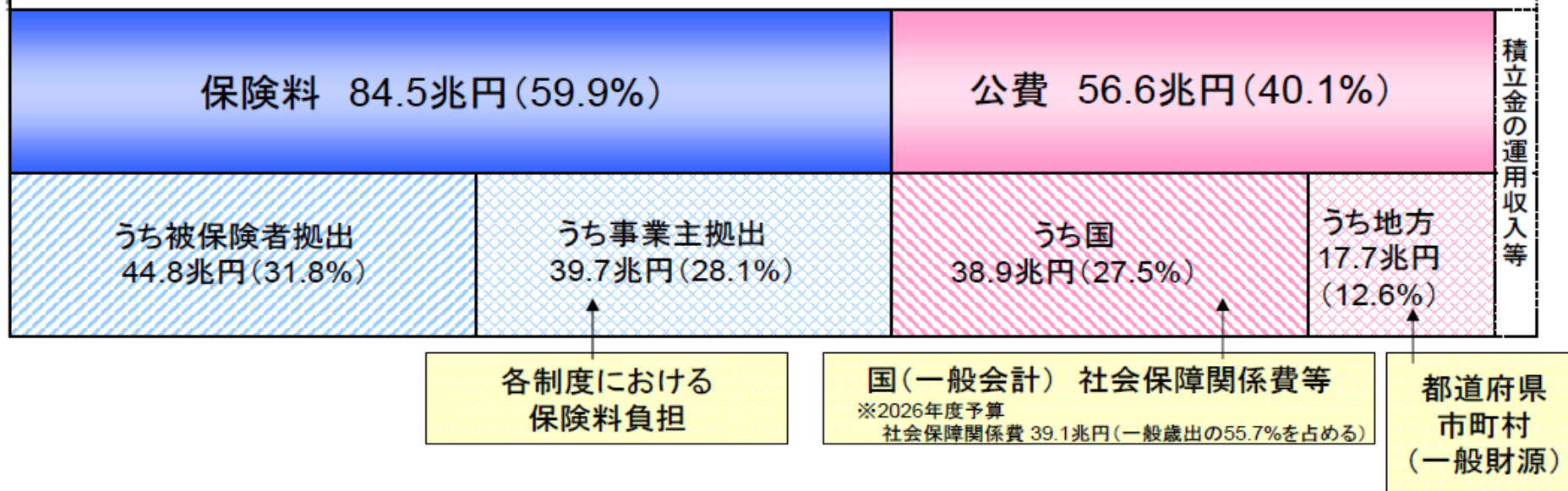
社会保障給付費 2026年度(予算ベース) 144.1兆円 (対GDP比 20.8%)

【給付】

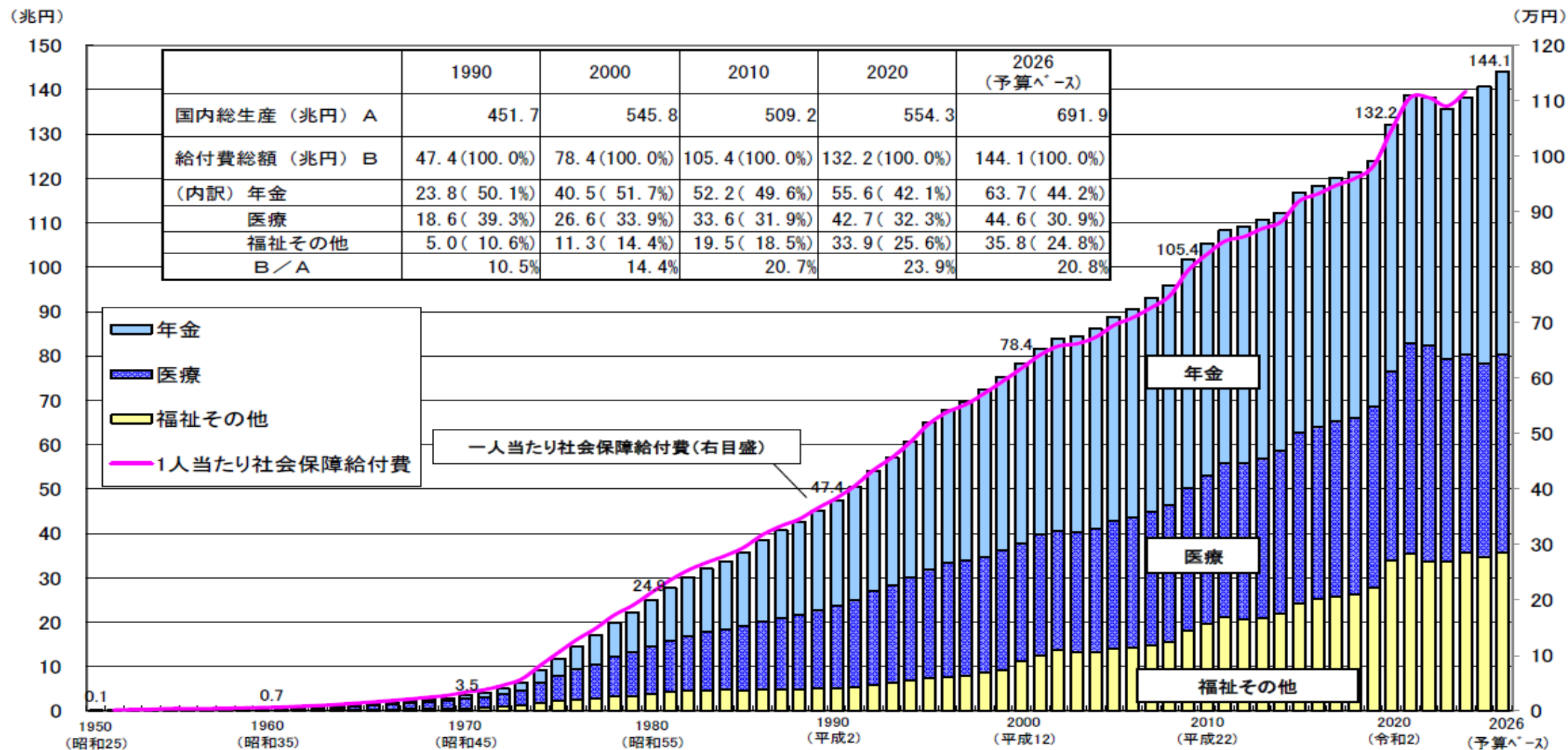
社会保障給付費



【負担】



社会保障給付費の推移



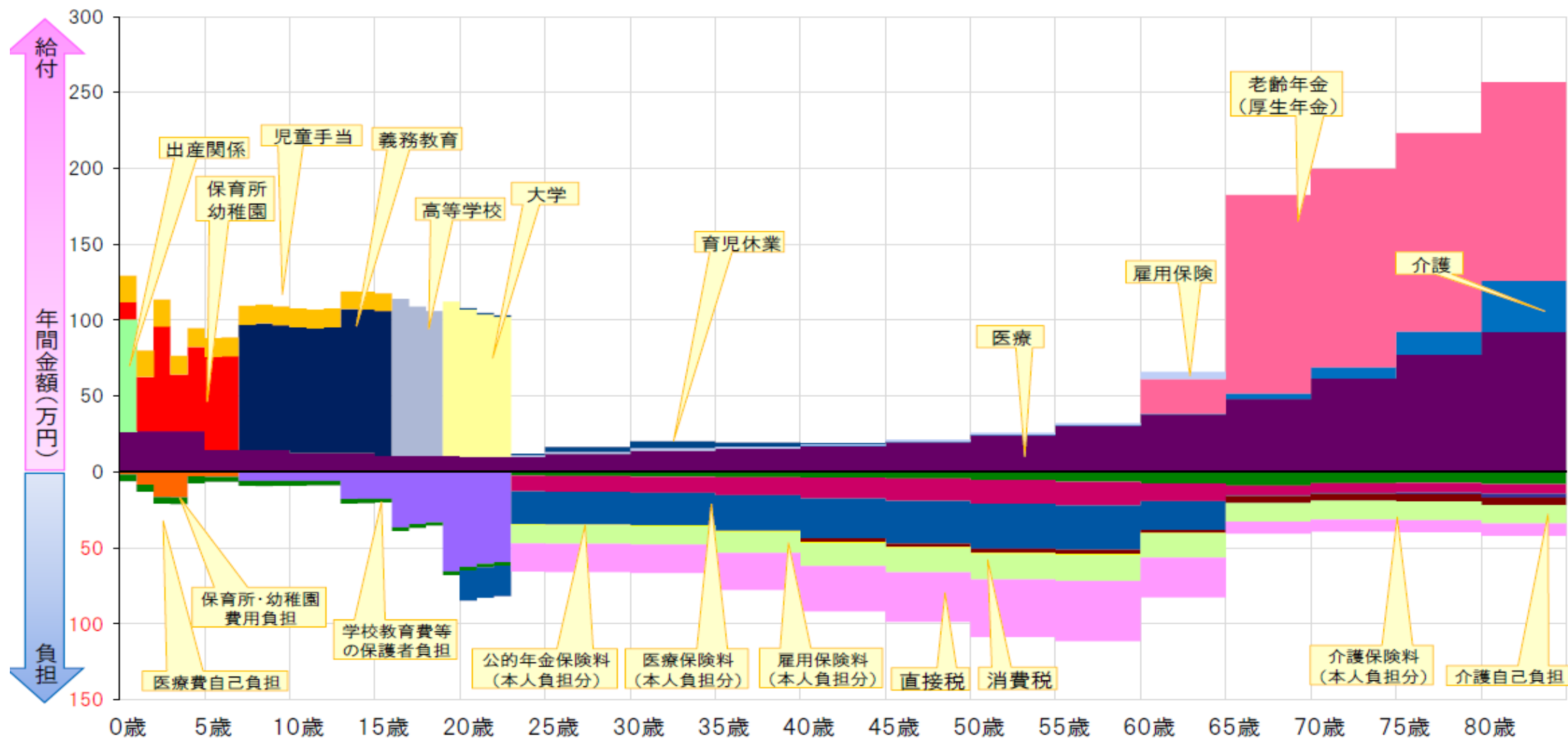
資料: 2024年度までは国立社会保障・人口問題研究所「令和6年度社会保障費用統計」、2025~2026年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2026年度の国内総生産は「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和8年1月23日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2026年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



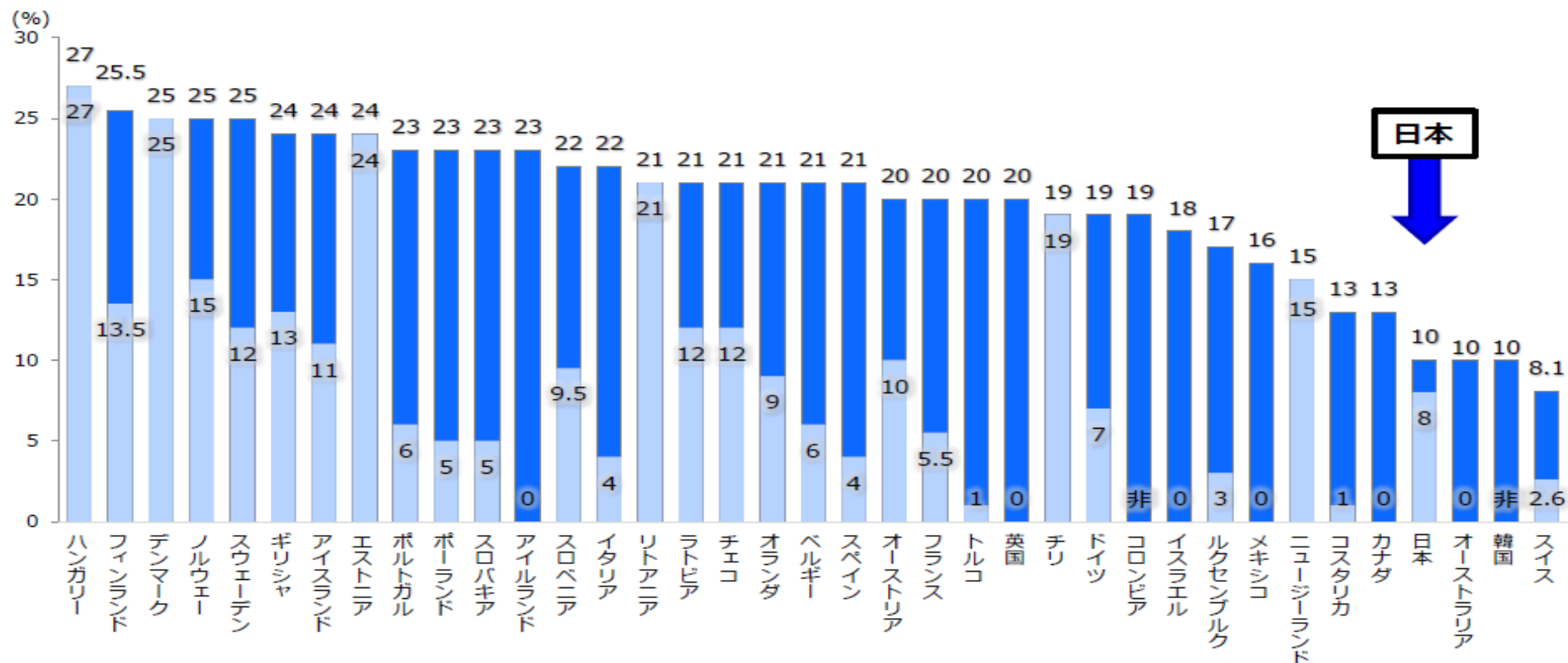
資料出所: 各種統計を基に、厚生労働省にて推計。

(注) 令和4年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。

OECD加盟国（37カ国）における付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の比較

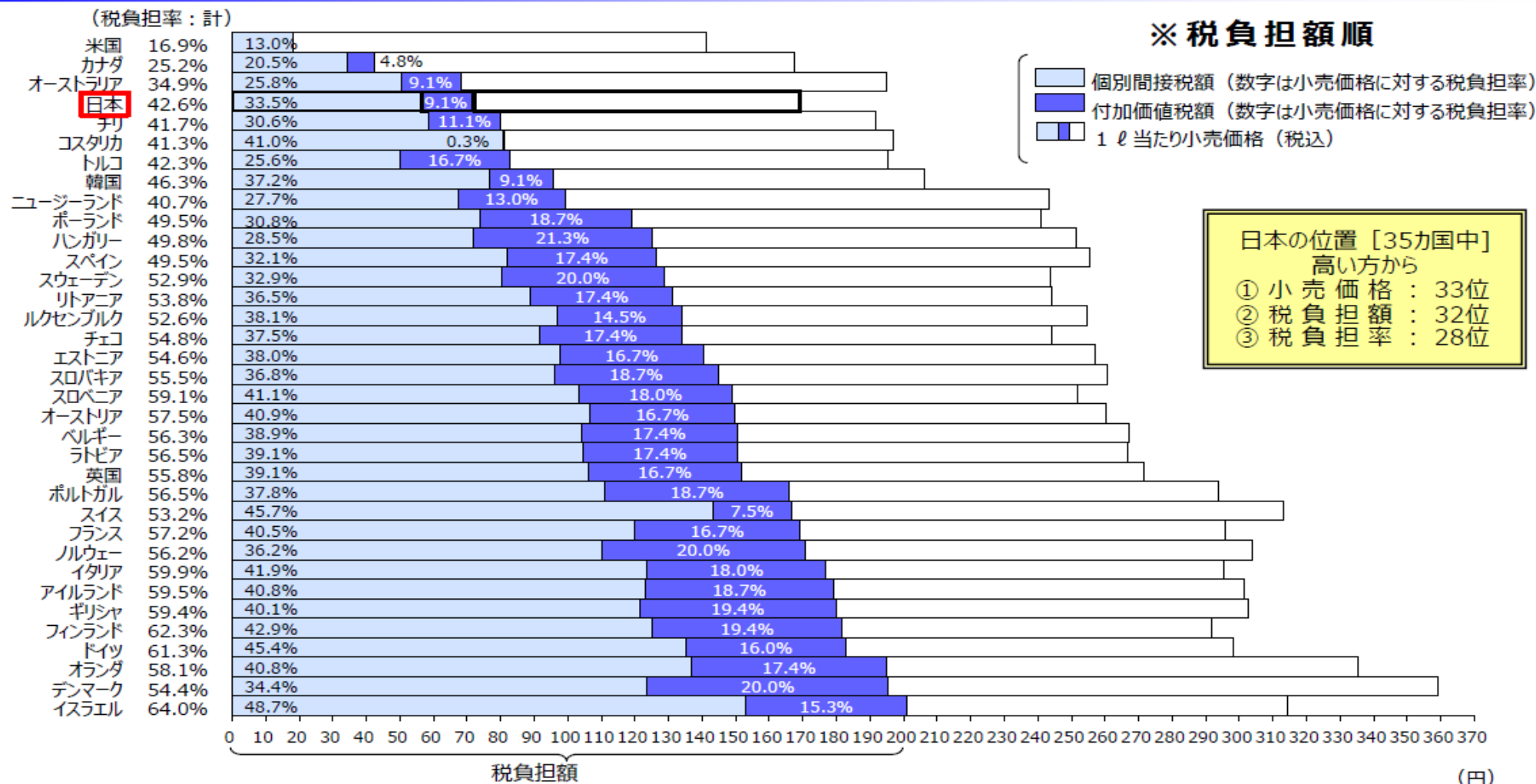
(2026年1月現在)

- 日本の標準税率は、付加価値税を有するOECD加盟国37カ国のうち、34位（下から4番目）。
 (参考) 上記37カ国における食料品に対する適用税率の平均は8.3%。



- (備考) 上記は、原則的な取扱いを示したもの。なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品の種類によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
- (注1) 上記中、■が食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。食料品に対する適用税率の平均については、非課税は0%であるとして計算している。
- (注2) 日本については、10%（標準税率）のうち2.2%、8%（軽減税率）のうち1.76%は地方消費税（地方税）である。
- (注3) EC指令においては、標準税率は15%以上とすることが求められている。
- (注4) イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャについては2025年7月1日現在の情報。
- (注5) カナダについては、①連邦税としての付加価値税のみ課されている州、②連邦付加価値税に加えて、州税としての小売売上税も課されている州、③連邦・州共通の税としての付加価値税が課されている州が存在。なお、表中では③の類型であるオンタリオ州の税率を記載（連邦・州共通の付加価値税13%（うち州税8%））。
- (注6) 米国では、連邦における付加価値税は存在しないが、州等による地方税として、事業者が消費者に販売する段階で課税を行う小売売上税が存在する場合がある（例：ニューヨーク市の場合 8.875%）。
- (出典) OECD資料、欧州委員会及び各国政府ホームページ、IBFD等。

OECD加盟国（35カ国）におけるガソリン 1 ℓ 当たりの価格と税の比較（2025年第4四半期）

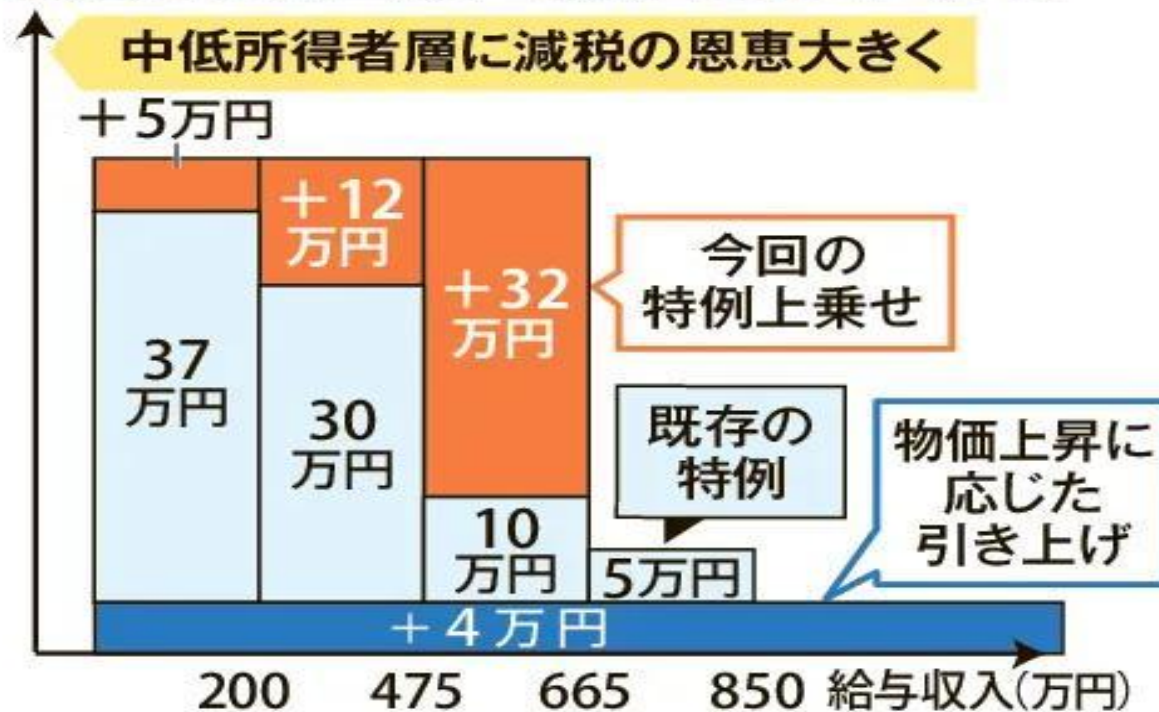


- （注1）原則、IEA “Energy prices and taxes”から2025年第4四半期のデータを記載（2026年4月取得。エストニア、フィンランド、ドイツ、ラトビア、リトアニア、スロバキア、スペイン、スウェーデンについては、推計値）。イスラエルについては、2025年第3四半期のデータを記載。なお、OECD加盟国のうちコロンビア、アイスランド、メキシコについては、比較可能なデータが存在しないため、掲載していない。
- （注2）個別間接税にはエネルギー消費に課される付加価値税に相当しないすべての税（例：エネルギー税、炭素税）が含まれ、日本の個別間接税は、揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税である。なお、ガソリンに係る日本の石油石炭税の本則税率は2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、2.8円/ℓとなっており、本比較では、これを基に計算している。
- （注3）日本の消費税及び地方消費税は、付加価値税に区分している。なお、米国は、連邦における付加価値税は存在せず、地方税として小売売上税は存在するものの、IEAによると平均的な小売売上税を計算するために必要な細分化された消費データが入手困難なため、上記グラフでの付加価値税額には含まれていない。
- （注4）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
- （備考）邦貨換算レートは、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場、Bloomberg：データに対応する四半期の平均値を適用。

「年収の壁」の引き上げイメージ

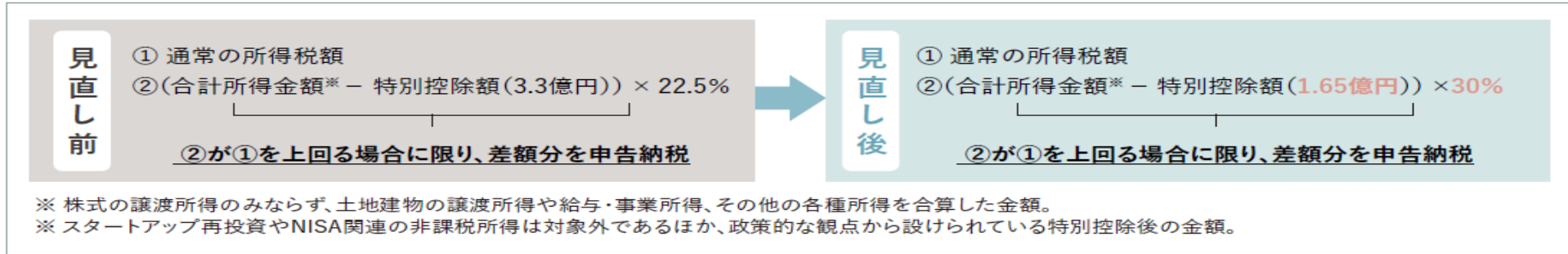


年収に応じた基礎控除額の引き上げ幅

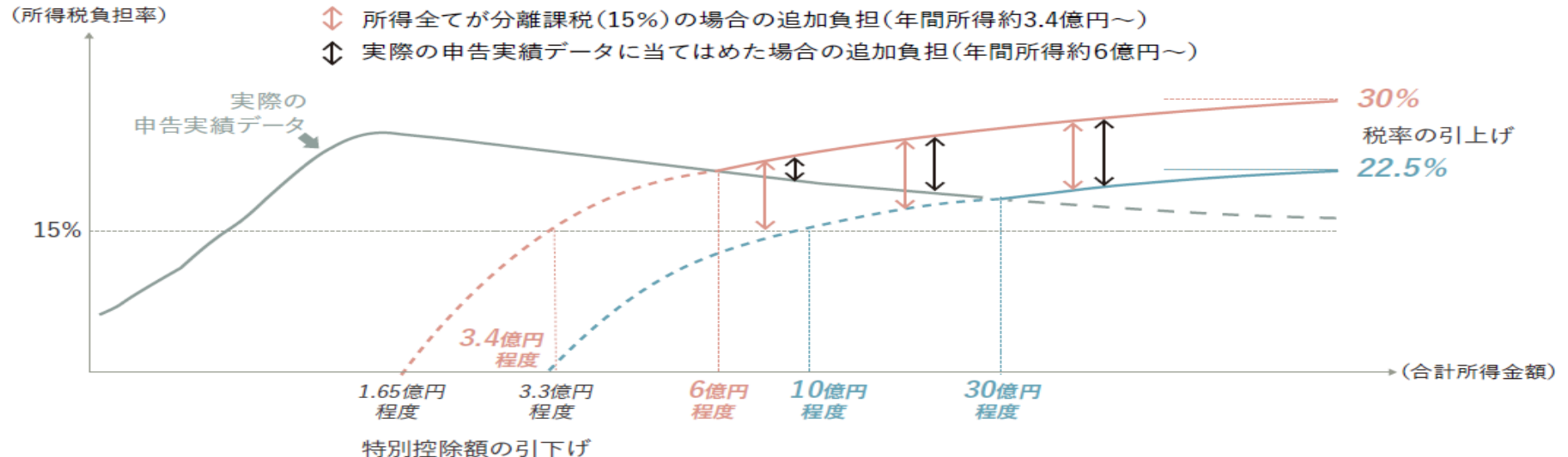


(4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

■ 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直します。(令和9年分の所得から適用)



見直しのイメージ

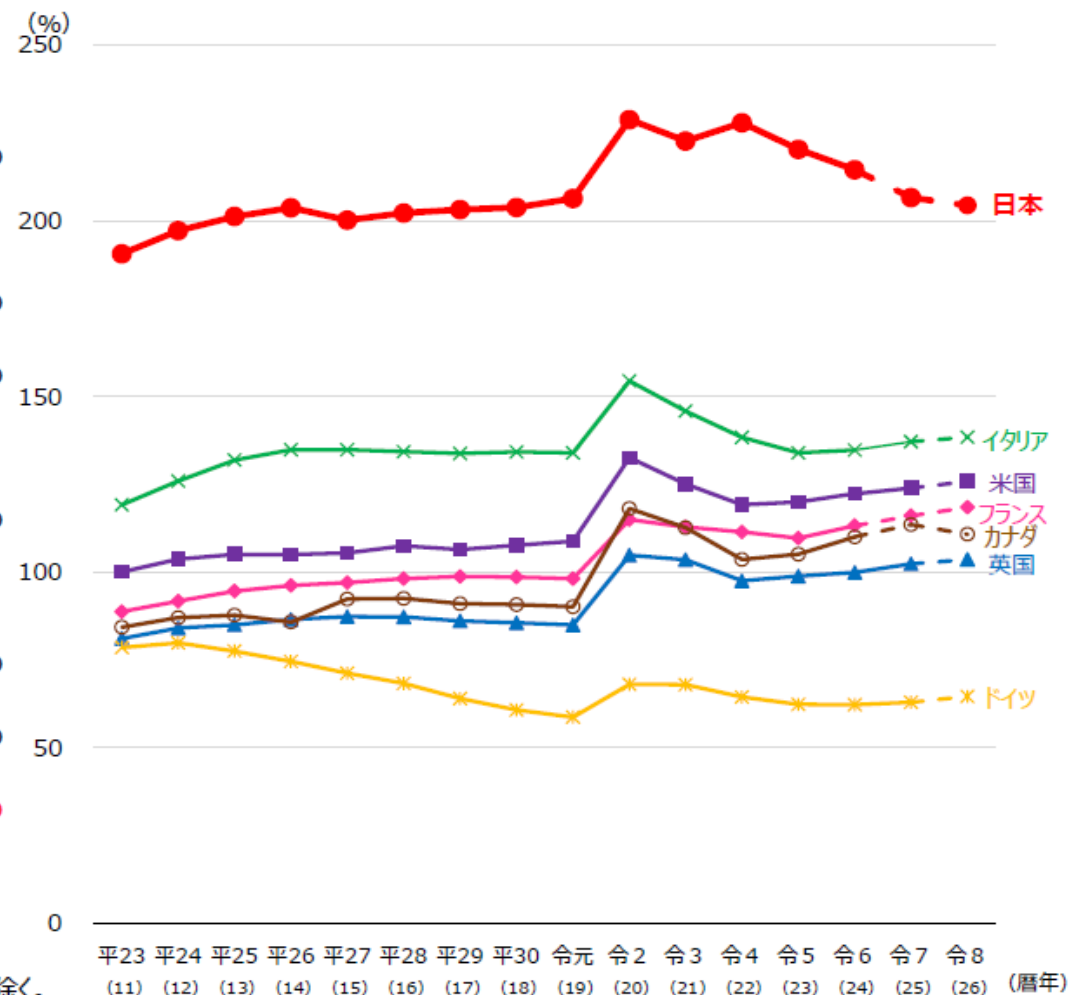


債務残高の国際比較

○ 債務残高の対GDP比は、G 7 諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっています。

<全世界における順位（172カ国・地域中）>

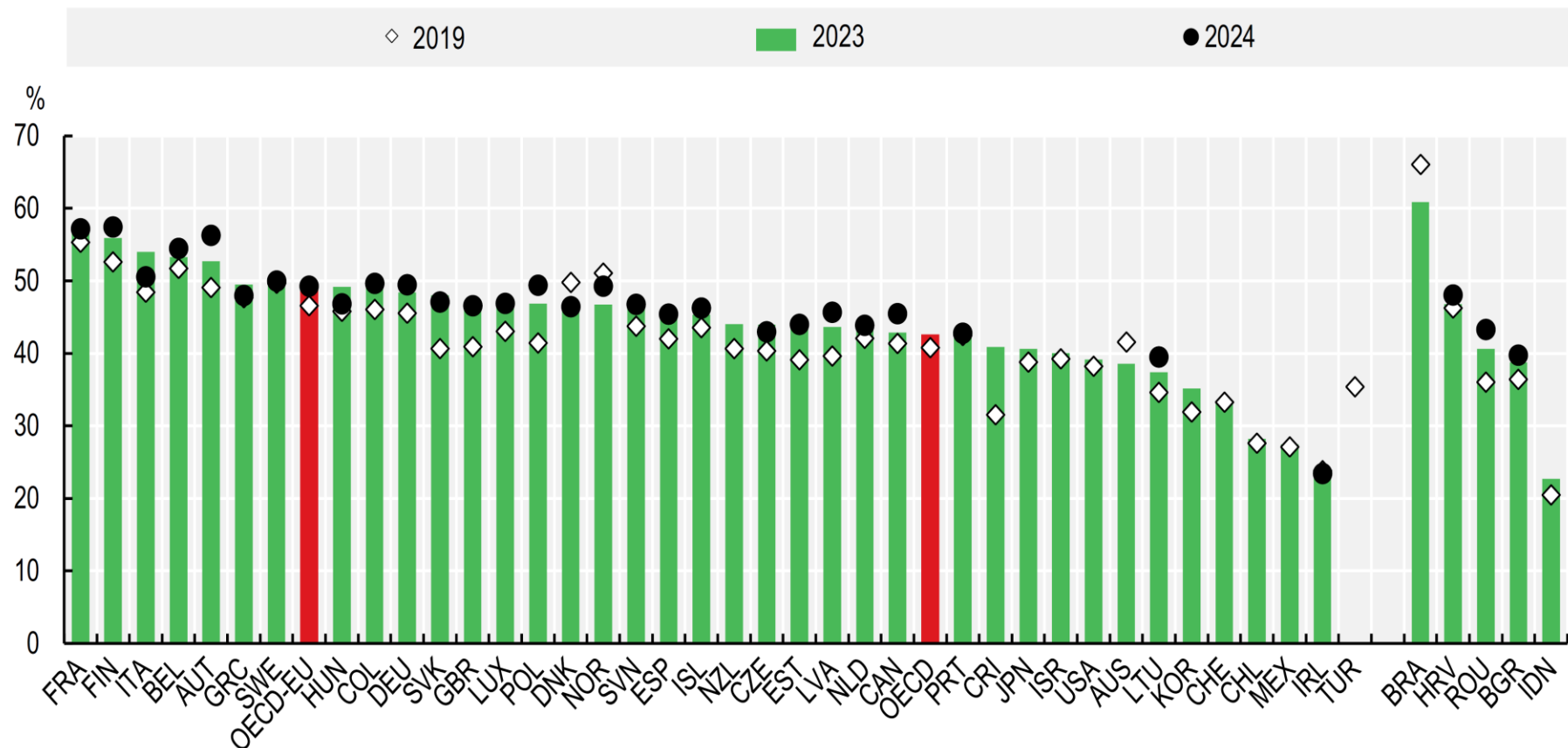
1	ブルネイ	1.6%	160	カナダ	110.0%
	⋮			⋮	
7	香港	9.2%	162	フランス	113.2%
	⋮		163	米国	122.3%
	⋮		⋮	⋮	
71	韓国	49.7%	168	イタリア	134.7%
	⋮		⋮	⋮	
106	ドイツ	62.2%	170	レバノン	157.9%
	⋮		171	シンガポール	166.0%
147	中国	90.4%	172	日本	214.5%
	⋮				
153	英国	99.9%			



※ 数値は令和 6 年（2024 年）又は同年度の値。
2024 年（又は年度）が推計値又は数値不明の国は除く。

GDP比一般政府支出

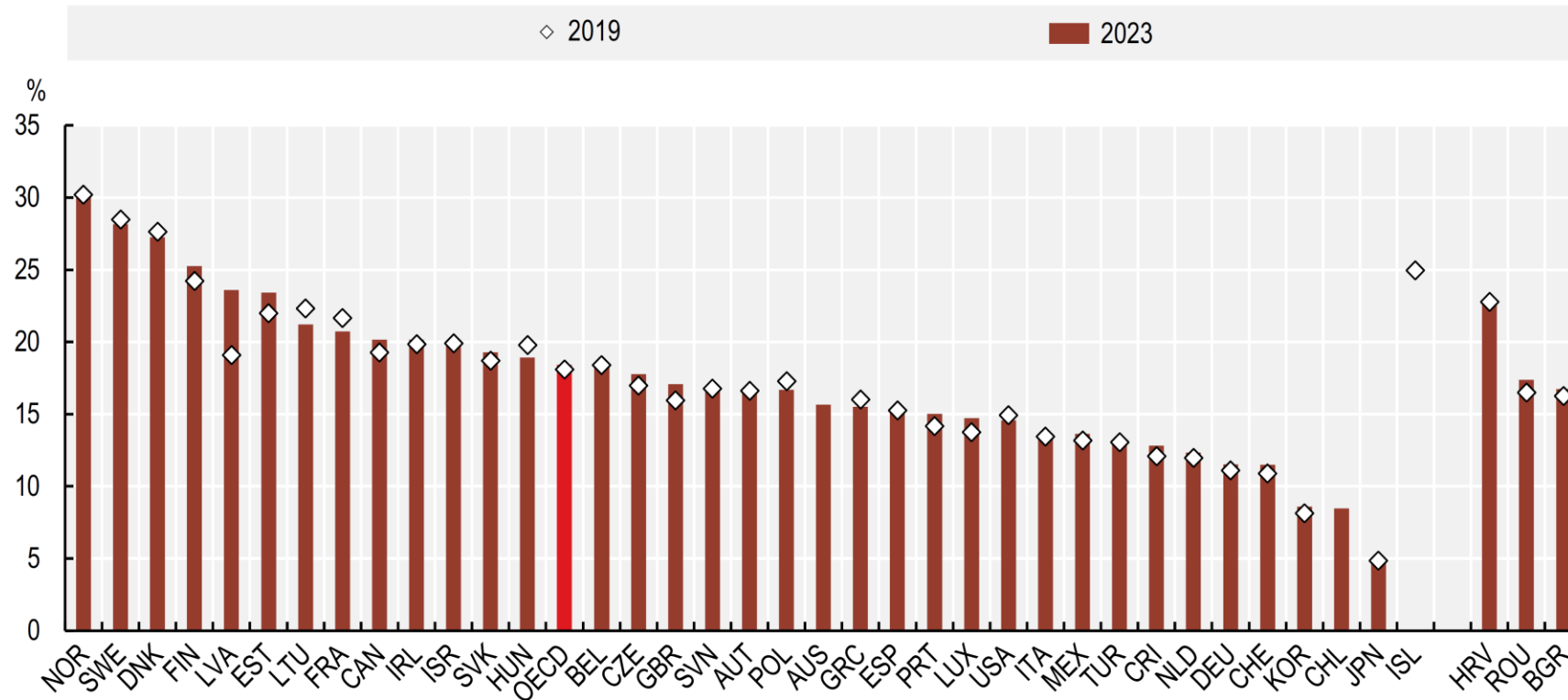
Government at a Glance, 2025, OECD



Source: OECD National Accounts Statistics (database).

StatLink  <https://stat.link/hogy3j>

公共部門雇用の割合



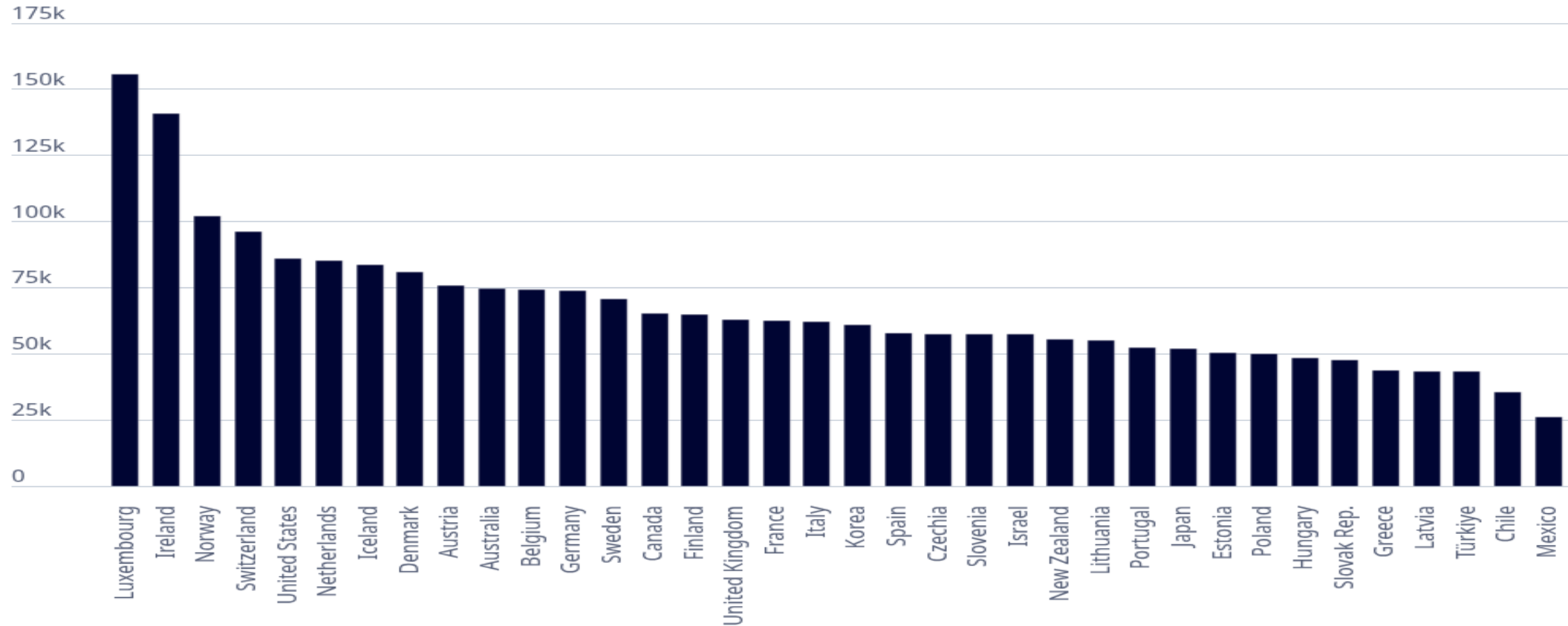
Sources: OECD National Accounts Statistics (database). Data for Australia, Iceland, Japan, Korea, Türkiye and the United States are from the International Labour Organization (ILO), ILOSTAT (database), Public employment by sectors and sub-sectors of national accounts. Data for Chile for general government were provided by national authorities (based on Budget Directorate data).

StatLink  <https://stat.link/8htodn>

1人当たりGDP 2024年

Nominal Gross Domestic Product (GDP)

US dollars per capita, 2024

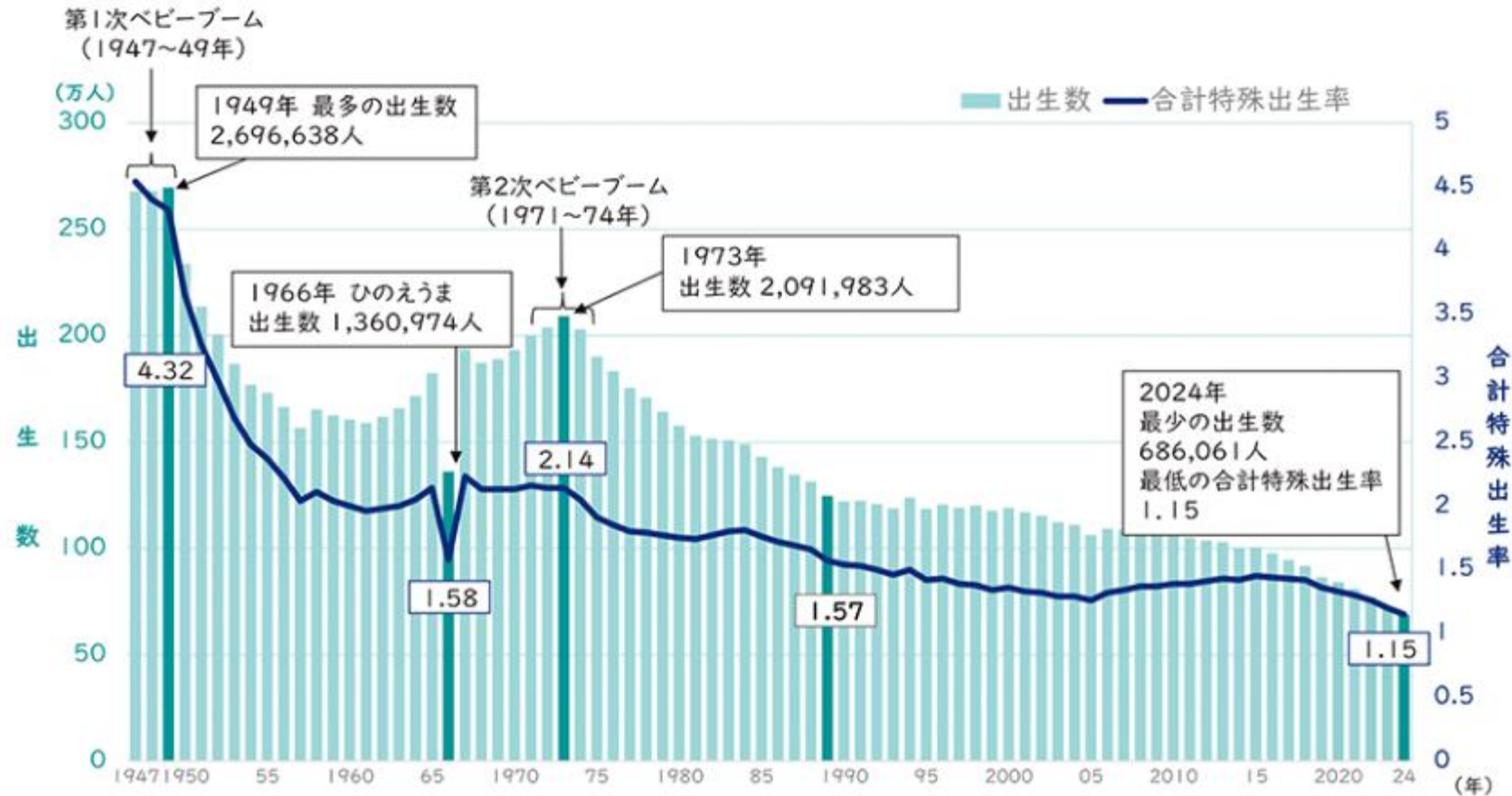


Source: [Annual GDP and consumption per capita, US \\$, current prices, current PPPs](#)

© OECD

出生数と合計特殊出生率の推移

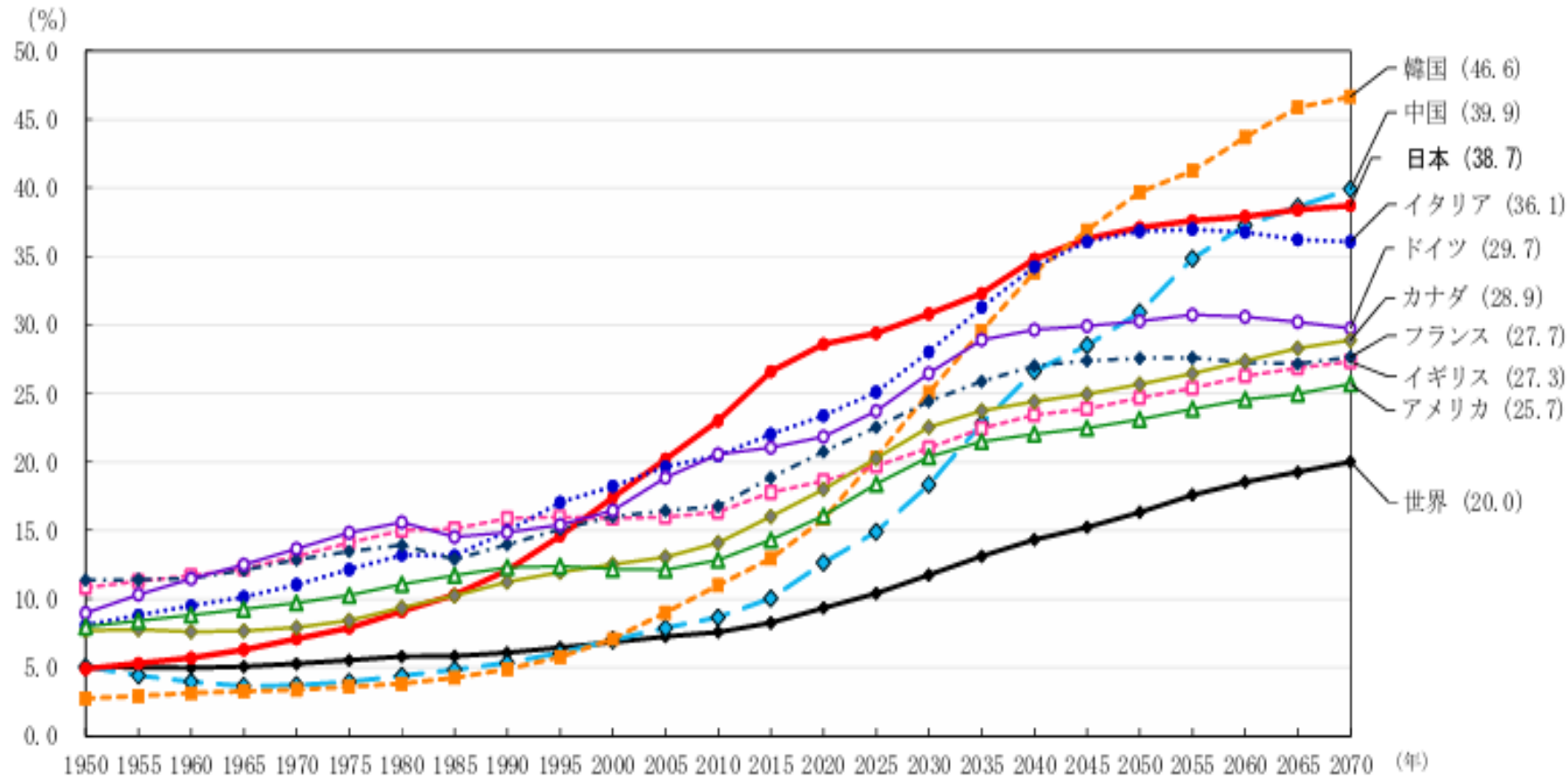
- ✓ 2024年の出生数は68万6,061人で、前年の72万7,288人より4万1,227人減少。
- ✓ 2024年の合計特殊出生率は1.15、前年の1.20より0.05ポイント低下。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(注) 2024年の数値は概数

65歳以上人口割合の推移



資料：日本の値は、2020年までは「国勢調査」の10月1日現在、2025年は「人口推計」の2025年9月15日現在、2030年以降は「日本の将来推計人口（令和5年推計）」出生（中位）死亡（中位）推計（国立社会保障・人口問題研究所）の各年10月1日現在の推計値
他国の値は、*World Population Prospects: The 2024 Revision* (United Nations) 各年7月1日現在の推計値

スウェーデンとイギリスの地方財政から

ヨーロッパの現状

- スウェーデンもイギリスも外国人を除けば人口増は止まりつつある。人手不足。高福祉高負担で女性の働きやすい国の北欧でも厳しい。人口増部分はほぼ外国から。
- ドイツの州選挙における極右の台頭が報道されるが、多くは旧東ドイツ→ 格差が縮まらない→ 州間財政調整制度はあるが
- スウェーデン、イギリスでは、逆算式の地方税率決定
- スウェーデンは地方所得税。イギリスは価格帯方式で賃貸価格ベースのカウンシル税。
- いずれも2層制の自治体がある。イギリスには1層制もあるが、日本の特別市構想のように、必ずしも大都市部とは限らない。非都市部の場合、もともとの県レベル自治体単位で。大都市部は、日本の政令市のような、基礎自治体が事務を多く担当する制度。
- イギリスは、かつてGLCや大都市圏の県を廃止したことも。
- この2か国では、首長選挙はイングランドの一部のみ。

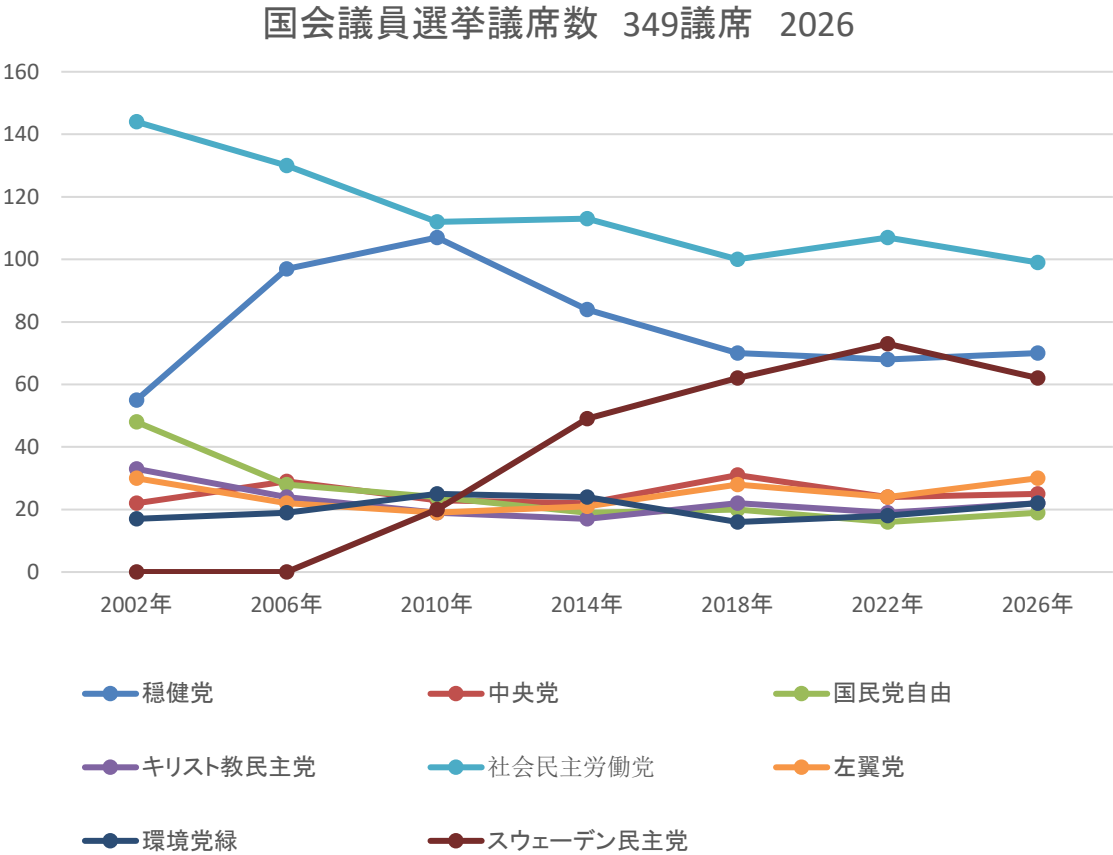
スウェーデンの公共団体

- 国
 - 国の機関 レーン Län
 - 県 Landsting ランスティング → Region レギオン
 - 市 Kommun コミューン
-
- 地方税は地方所得税、県10%、市20%程度で、合わせて28～32%。他に、累進部分に国の所得税20%税率がある。
 - 地方財政調整制度は需要調整と収入調整を別に実施。
 - 測定単位に 外国人比率、スウェーデン語を母国語にしていない住民数、児童数等。
 - 日本の地方交付税は、この部分、特別交付税で対応。
 - 収入算定は、住民1人あたり税収などをもとに水平調整→ 東京都の都区財政調整のような。
-
- 外国人は3年居住で有権者となる。自治体首長選なし。

スウェーデン 2026年9月総選挙

国、県、市、同時実施 4年毎9月の第2週

	2002年	2006年	2010年	2014年	2018年	2022年	2026年
穏健党	55	97	107	84	70	68	70
中央党	22	29	23	22	31	24	25
国民党自由	48	28	24	19	20	16	19
キリスト教民主党	33	24	19	17	22	19	22
社会民主労働党	144	130	112	113	100	107	99
左翼党	30	22	19	21	28	24	30
環境党緑	17	19	25	24	16	18	22
スウェーデン民主党	0	0	20	49	62	73	62



イングランドの自治体 一層制と2層制が混在

Table 1.3a: Local authority responsibility for major services in England										
	Metropolitan areas		Shire areas				London area			
	District councils	Single purpose authorities	Unitaries	County councils	District councils	Single purpose authorities	City of London	London boroughs	GLA	Single purpose authorities
Number of authorities	36	20	56	27	201	55	1	32	1	4
Education	√		√	√			√	√		
Highways ^(a)	√		√	√			√	√	√	
Transport planning	√		√	√			√	√	√	
Passenger transport		√	√	√					√	
Social care	√		√	√			√	√		
Housing	√		√		√		√	√		
Libraries	√		√	√			√	√		
Leisure and recreation	√		√		√		√	√		
Environmental health	√		√		√		√	√		
Waste collection	√		√		√		√	√		
Waste disposal ^(b)	√	√	√	√			√	√		√
Planning applications	√		√		√		√	√		
Strategic planning	√		√	√			√	√	√	
Police		√				√	√		√	
Fire and rescue ^(c)		√		√		√			√	
Local taxation	√		√		√		√	√		

Local Government Financial statistics 2014

イギリスの地方税

- 4地域で制度が異なる部分が多い。
- 人口の8割以上、面積で半分強ががイングランド。
- 国と地方の税源配分はほぼ国税。地方税は単一税制で5%ほど。
- 地方財政に占める地方税割合も低い。
- 地方税は、8つほどの価格帯方式。どんなうちに住んでいても、
- 3倍の差しかない。ベースは、賃貸価格ベースの固定資産税的なものであるが、賃借人も課税される。
- 1990年から3年程は、人頭税。

2016年6月、世界中を大きく騒がせたのはイギリス（UK）のEU離脱決定だった。イギリス国内で行われた国民投票の結果、残留派48.1%、離脱派51.9%という大接戦の末、離脱派が勝利した。

しかし....。

『YOMIURI ONLINE』（2016.6.25）によると、スコットランドの投票結果は残留派62%、離脱派38%と圧倒的に残留派が多かったのだが、イギリス全体としての結果にこれが反映されることはなかった。2014年、スコットランドでは、スコットランドが一つの国としてイギリスから独立するか否かを決める投票があり、イギリス残留派が55%を占めた。今回行われた投票結果と2年前の投票結果を比べると、スコットランドの人々はイギリスに対するシンパシーよりもEUに対するシンパシーを強く持っているということになる。また、同様に北アイルランド、ロンドンそれぞれの地域内におけるEU残留派の割合は、共に離脱派の割合を上回っていたことから、地域別に見ると残留派優勢の地域もかなりあるとわかる。国としての決定と地域ごとの意向が異なる現状があった。

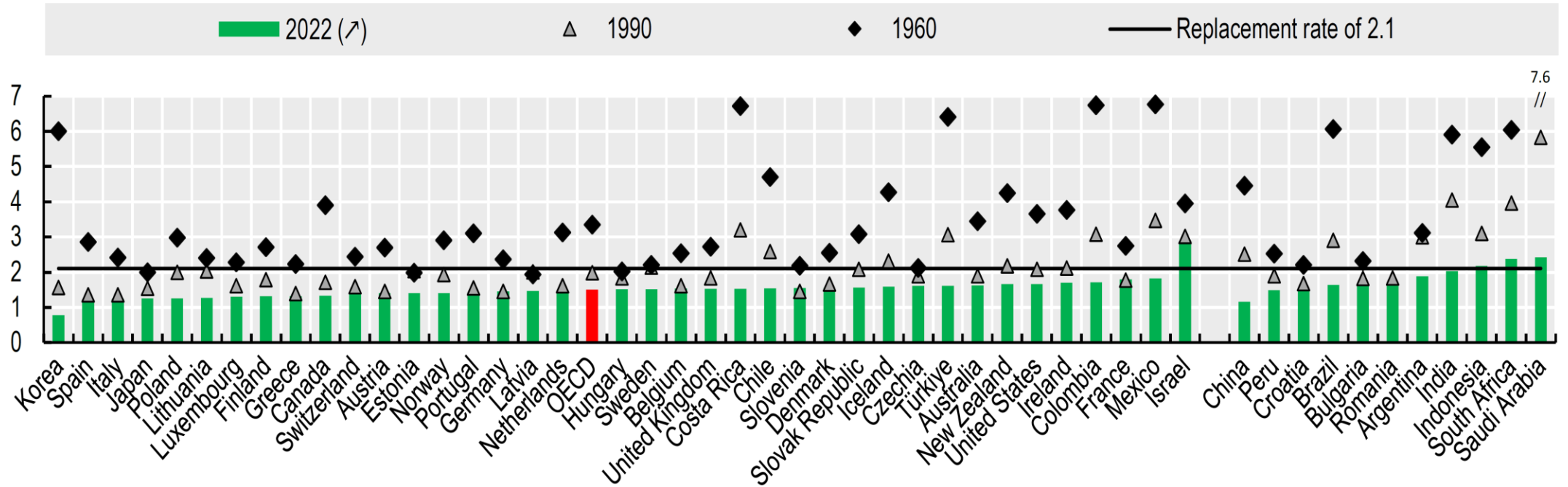
現在は、労働党政権であるが、地方選挙では、Brexit党から代わったReformUKが躍進。ただ、2026年夏には労働党の支持率がReformUKを抜く状況。

イギリスの自治体の多くは首長直接選挙がなく、イングランドの一部のみ。

合計特殊出生率

OECD平均は1.5くらい

(2024年, Society at a Glance, OECD)



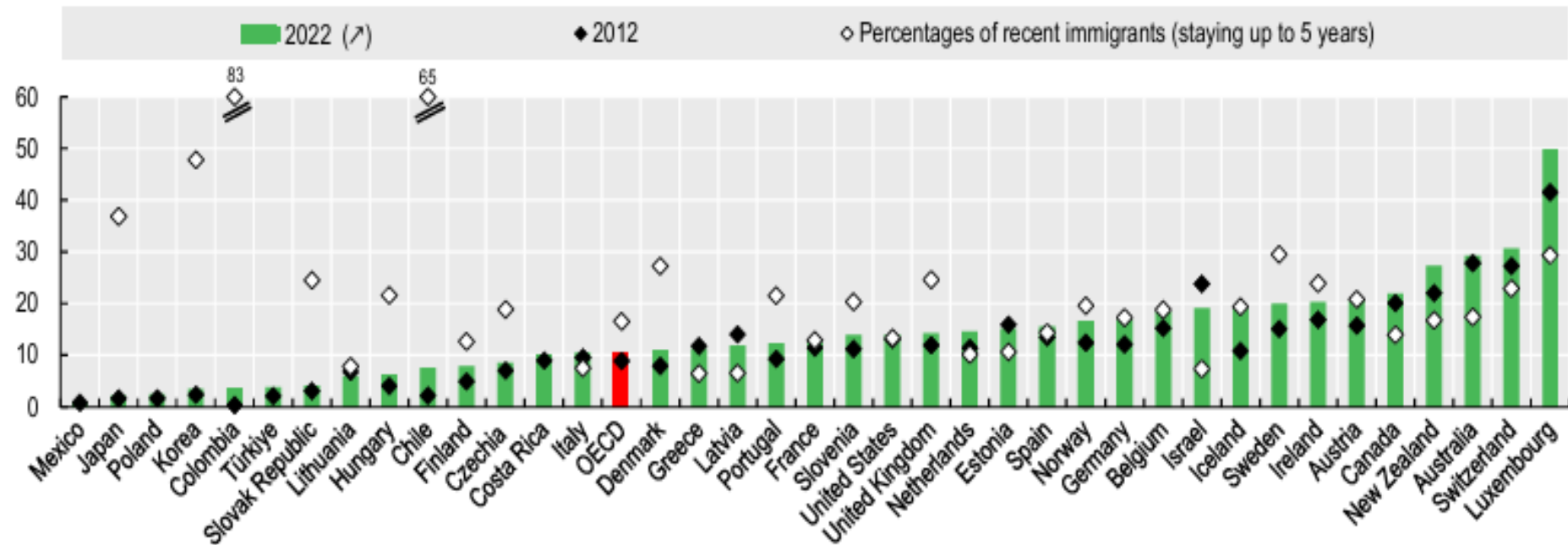
Source: OECD (2023), "SF2.1 Fertility rates", OECD Family Database, www.oecd.org/social/family/database.htm.

外国生まれ人口比率

Society at a Glance

Figure 4.8. One in ten of the OECD population is foreign-born

Foreign-born shares as percentage of total populations, 2012 and 2022, and percentages of recent immigrants, 15- to 64-year-olds, 2020

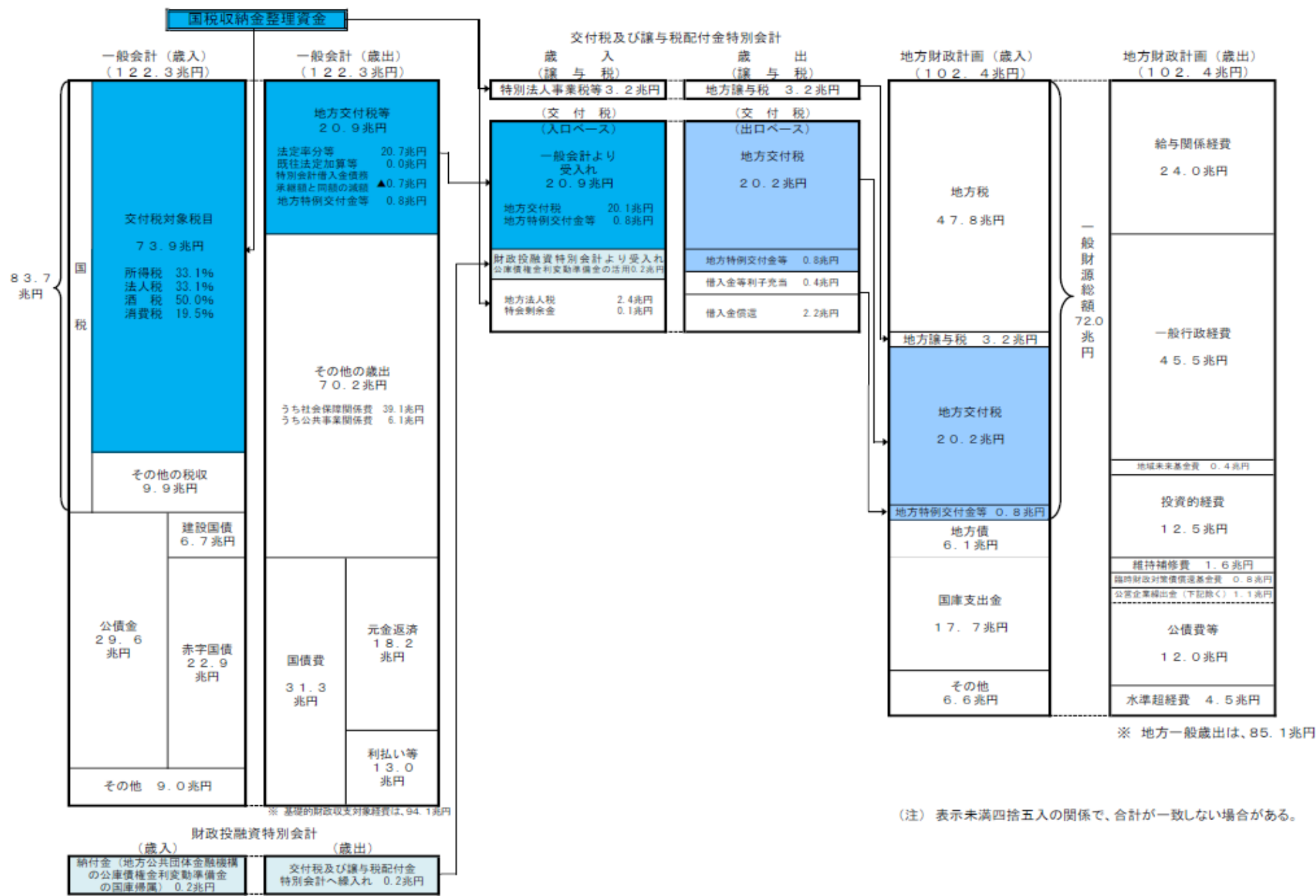


Source: OECD/European Commission (2023), *Indicators of Immigrant Integration 2023: Settling In*, <https://doi.org/10.1787/1d5020a6-en>. OECD (2023), *International Migration Outlook 2023*, <https://doi.org/10.1787/b0f40584-en>.

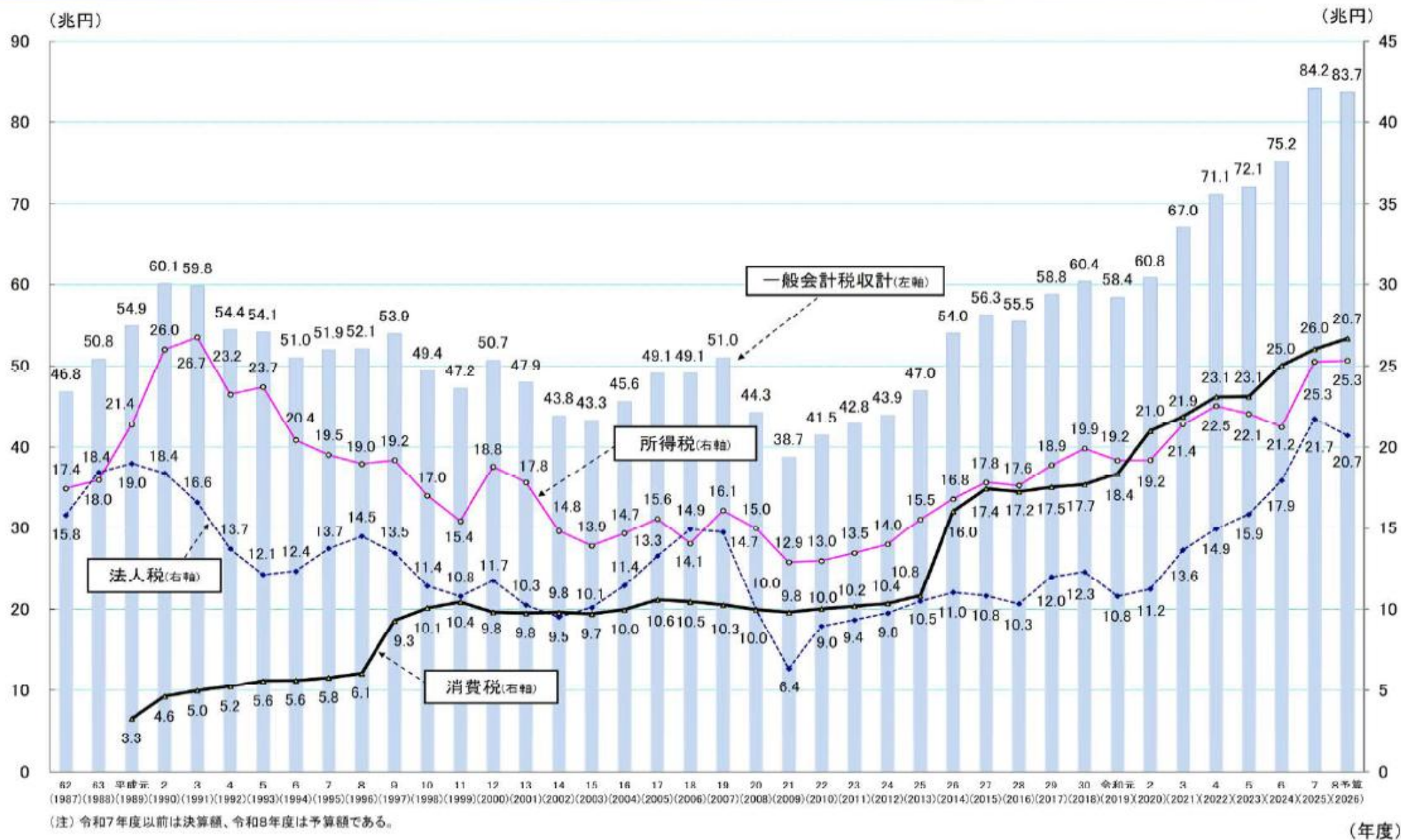
StatLink  <https://stat.link/zgy3h9>

日本の地方財政・地方税の特徴から

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（令和8年度当初）

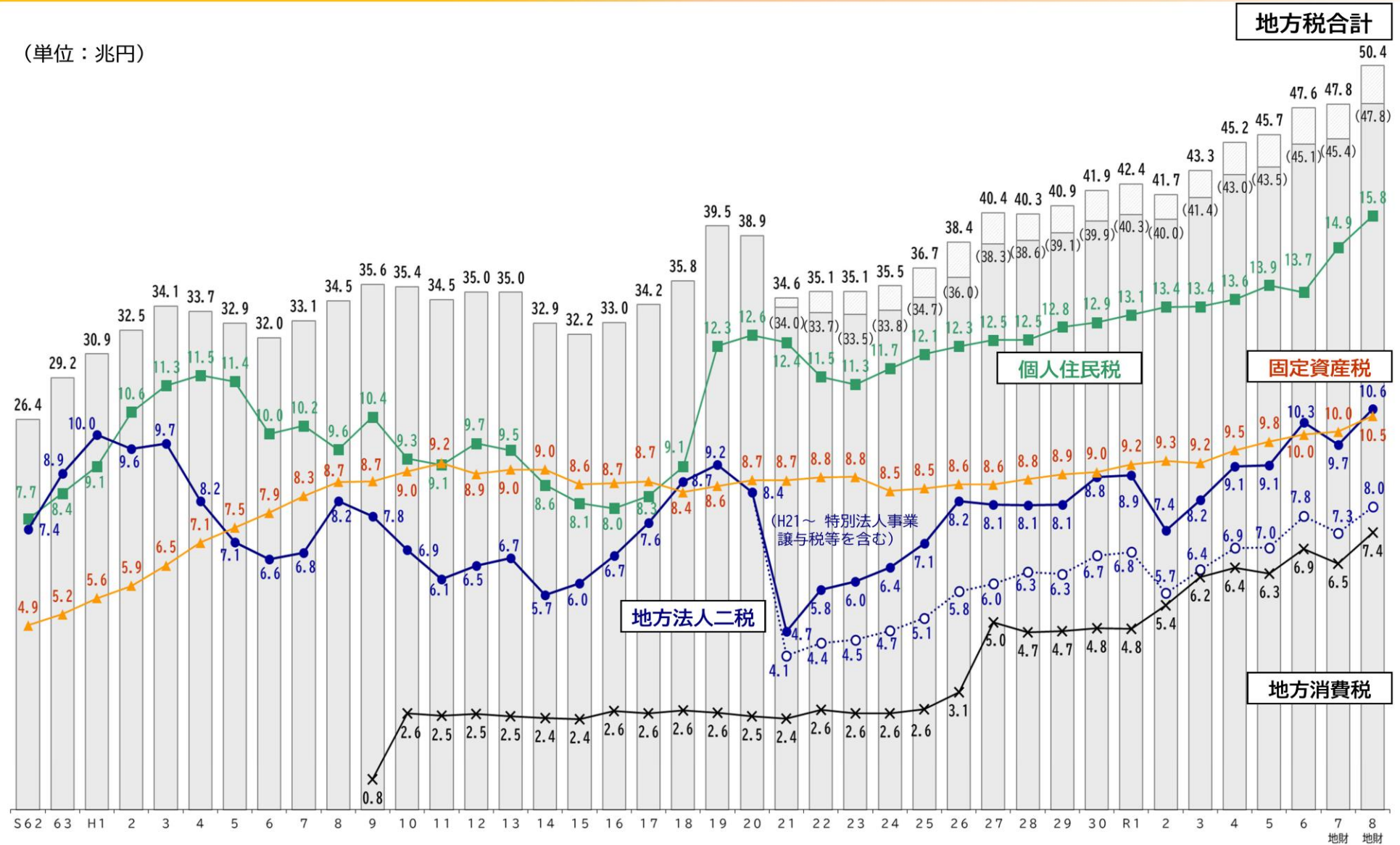


一般会計税収の推移



地方税収の推移

(単位：兆円)

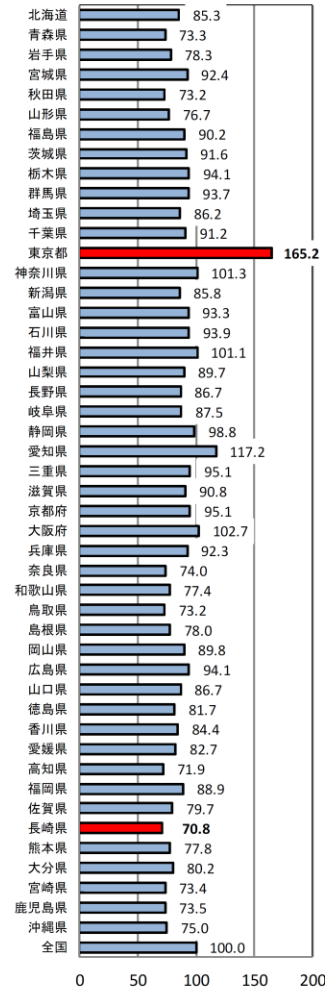


- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 令和6年度までは決算額、令和7年度は地方財政計画額、令和8年度は地方財政計画額である。
 3 平成21年度以降の地方税合計の括弧書き及び地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。

人口一人当たりの税収額の指数(令和6年度決算額)

地方税計

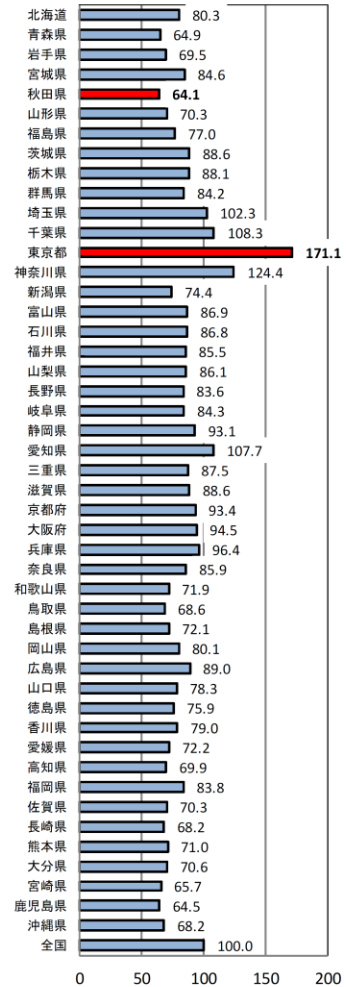
最大/平均: 1. 7倍



45. 1兆円

個人住民税

最大/平均: 1. 7倍

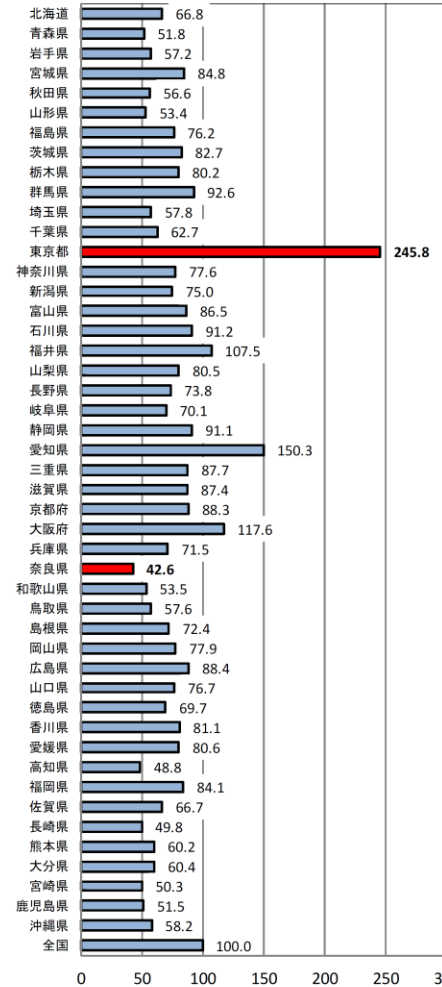


12. 9兆円

地方法人二税

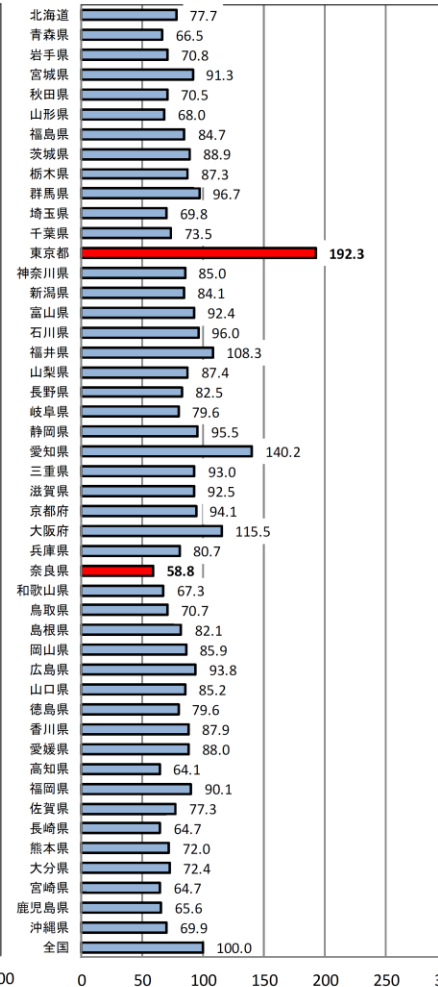
【特別法人事業譲与税を含まない場合】【特別法人事業譲与税を含む場合】

最大/平均: 2. 5倍



7. 8兆円

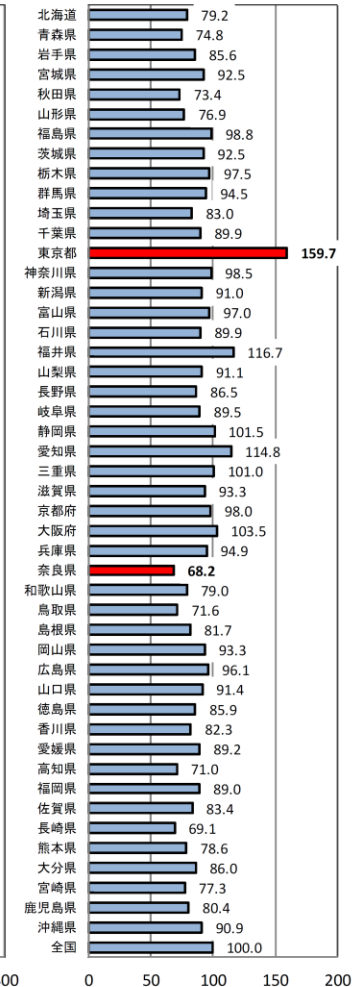
最大/平均: 1. 9倍



10. 3兆円

固定資産税

最大/平均: 1. 6倍



10兆円

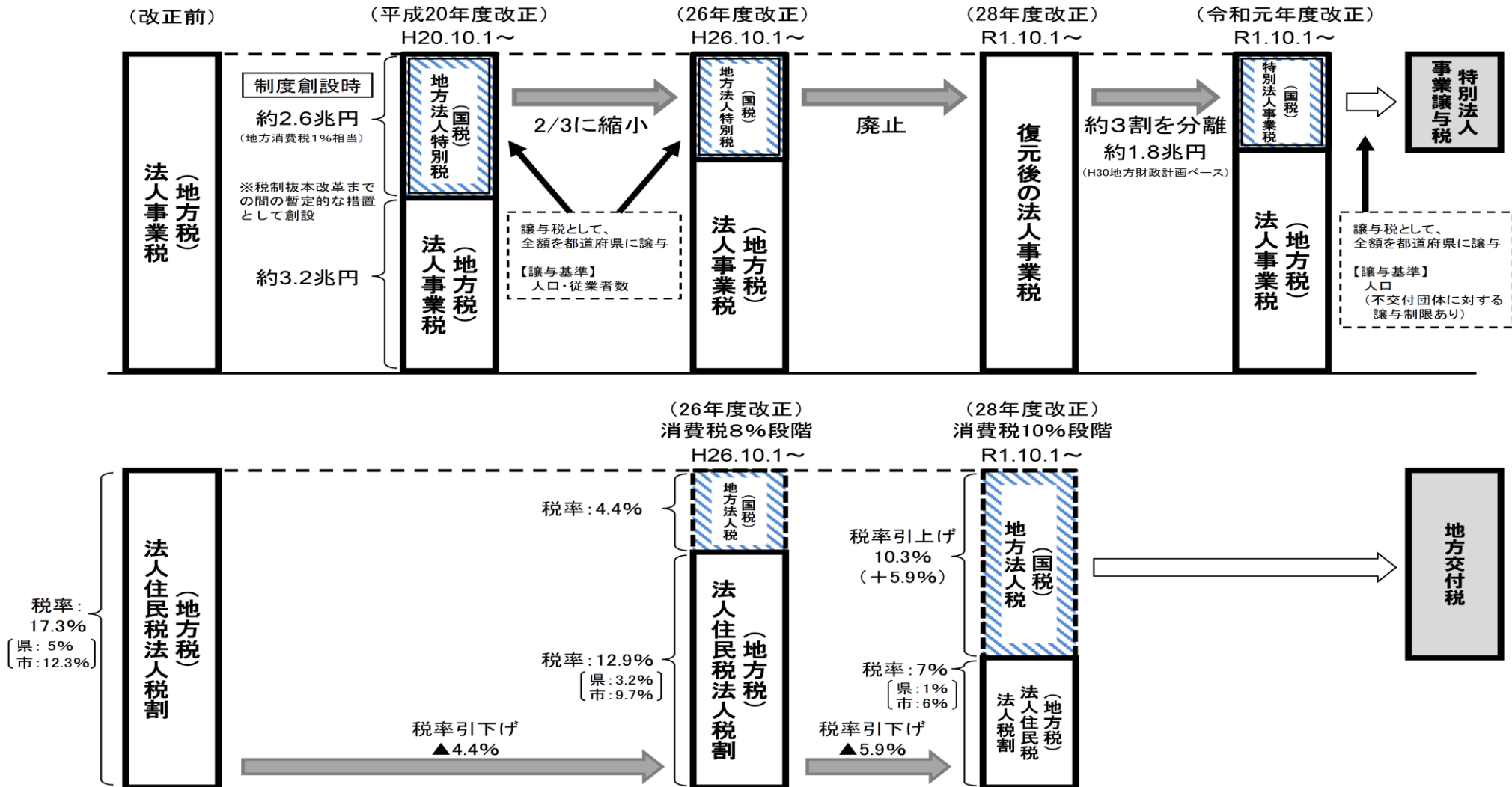
(注1) 上段の「最大／平均」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を平均で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
(注2) 地方税計は特別法人事業譲与税を含まない額である。

年 度		国 税 ①	一般会計 税 収	地方税 ②	税負担 ③＝①＋②	社会保障 負担④	国民負担 ⑤＝③＋④	国民所得 (N I)
		%	%	%	%	%	%	兆円
昭和	4 5	12. 7	12. 0	6. 1	18. 9	5. 4	24. 3	61. 0
	5 0	11. 7	11. 1	6. 6	18. 3	7. 5	25. 7	124. 0
	5 5	13. 9	13. 2	7. 8	21. 7	8. 8	30. 5	203. 9
	6 0	15. 0	14. 7	8. 9	24. 0	10. 0	33. 9	260. 6
	2	18. 1	17. 3	9. 6	27. 7	10. 6	38. 4	346. 9
平成	3	17. 1	16. 2	9. 5	26. 6	10. 7	37. 4	368. 9
	4	15. 7	14. 9	9. 4	25. 1	11. 2	36. 3	366. 0
	5	15. 6	14. 8	9. 2	24. 8	11. 5	36. 3	365. 4
	6	14. 2	13. 4	8. 6	22. 8	11. 5	34. 3	379. 9
	7	14. 2	13. 4	8. 7	22. 9	12. 2	35. 1	386. 7
	8	13. 8	13. 0	8. 8	22. 5	12. 1	34. 6	401. 0
	9	14. 1	13. 6	9. 1	23. 2	12. 7	35. 9	395. 3
	1 0	13. 5	13. 0	9. 5	22. 9	13. 2	36. 1	380. 0
	1 1	13. 0	12. 5	9. 3	22. 3	13. 2	35. 5	377. 5
	1 2	13. 4	12. 9	9. 1	22. 5	12. 9	35. 4	392. 5
	1 3	13. 2	12. 6	9. 4	22. 6	13. 7	36. 3	379. 0
	1 4	12. 2	11. 7	8. 9	21. 1	13. 8	35. 0	374. 6
	1 5	11. 9	11. 4	8. 6	20. 5	13. 7	34. 2	379. 9
	1 6	12. 5	11. 8	8. 7	21. 2	13. 6	34. 7	385. 6
	1 7	13. 6	12. 8	9. 1	22. 7	13. 9	36. 7	383. 6
	1 8	13. 8	12. 5	9. 3	23. 1	14. 2	37. 3	391. 6
	1 9	13. 4	13. 0	10. 3	23. 7	14. 5	38. 1	392. 7
	2 0	12. 7	12. 3	11. 0	23. 6	15. 9	39. 6	361. 1
	2 1	11. 5	11. 1	10. 1	21. 6	15. 9	37. 4	349. 7
令和	2 2	【 11. 3 】	【 11. 1 】	【 10. 2 】	【 21. 6 】	【 15. 9 】	【 37. 4 】	【 349. 7 】
	2 3	【 11. 7 】	【 11. 5 】	【 9. 9 】	【 21. 5 】	【 15. 9 】	【 37. 4 】	【 362. 2 】
	2 4	【 12. 3 】	【 12. 0 】	【 10. 0 】	【 22. 3 】	【 16. 7 】	【 39. 0 】	【 355. 6 】
	2 5	【 13. 2 】	【 12. 6 】	【 10. 0 】	【 23. 2 】	【 16. 8 】	【 40. 0 】	【 372. 9 】
	2 6	【 14. 6 】	【 14. 2 】	【 10. 3 】	【 25. 0 】	【 17. 1 】	【 42. 1 】	【 379. 1 】
	2 7	【 15. 1 】	【 14. 2 】	【 10. 4 】	【 25. 0 】	【 16. 9 】	【 42. 0 】	【 395. 9 】
	2 8	【 14. 5 】	【 14. 0 】	【 10. 4 】	【 24. 9 】	【 17. 5 】	【 42. 4 】	【 394. 9 】
	2 9	【 15. 0 】	【 14. 6 】	【 10. 4 】	【 25. 4 】	【 17. 6 】	【 43. 0 】	【 403. 1 】
	3 0	【 15. 2 】	【 14. 8 】	【 10. 5 】	【 25. 7 】	【 17. 9 】	【 43. 5 】	【 408. 6 】
	元	【 15. 4 】	【 14. 5 】	【 10. 2 】	【 25. 7 】	【 18. 5 】	【 44. 1 】	【 402. 8 】
	2	【 17. 1 】	【 16. 0 】	【 11. 2 】	【 27. 9 】	【 19. 4 】	【 47. 3 】	【 379. 1 】
	3	【 17. 4 】	【 16. 6 】	【 11. 0 】	【 28. 4 】	【 18. 8 】	【 47. 2 】	【 403. 1 】
	4	【 17. 7 】	【 17. 0 】	【 11. 0 】	【 28. 7 】	【 18. 5 】	【 47. 3 】	【 419. 1 】
	5	【 17. 5 】	【 16. 3 】	【 10. 1 】	【 27. 6 】	【 18. 1 】	【 45. 7 】	【 441. 4 】
	6	(810, 659)	(752, 321)	(462, 691)	(1, 273, 350)	18. 5	46. 7	452. 0
	7	【 17. 4 】	【 16. 6 】	【 10. 8 】	【 28. 2 】	【 18. 5 】	【 46. 7 】	【 452. 0 】
	7	(867, 791)	(806, 980)	(483, 329)	(1, 351, 120)	17. 8	46. 1	477. 6
	8	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 6 】	【 28. 3 】	【 17. 8 】	【 46. 1 】	【 477. 6 】
	8	(899, 942)	(837, 350)	(490, 163)	(1, 390, 105)	17. 6	45. 7	496. 1
	9	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 0	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 1	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 2	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 3	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 4	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 5	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 6	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 7	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 8	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	1 9	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 0	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 1	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 2	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 3	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 4	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 5	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 6	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 7	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 8	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	2 9	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】
	3 0	【 17. 6 】	【 16. 9 】	【 10. 4 】	【 28. 0 】	【 17. 6 】	【 45. 7 】	【 496. 1 】

日本の地方税の特徴

- 国、都道府県、市（区）町村で課税する
- 国税は、各税法（所得税法、法人税法、消費税法など）に規定
- 地方税は、地方税法に規定
- 国際比較すると、法人課税の部分が大きいのが特徴。外国では珍しい。
- こうした法定税以外に地方税をかける方法として法定外税（条例に規定する税）を課税することもできる。ただし、国の同意が必要。多くの国は、超過課税で対応

地方法人課税の地方財政調整財源（交付税）化



(注) 法人税割の税率は、都道府県分+市町村分の合計

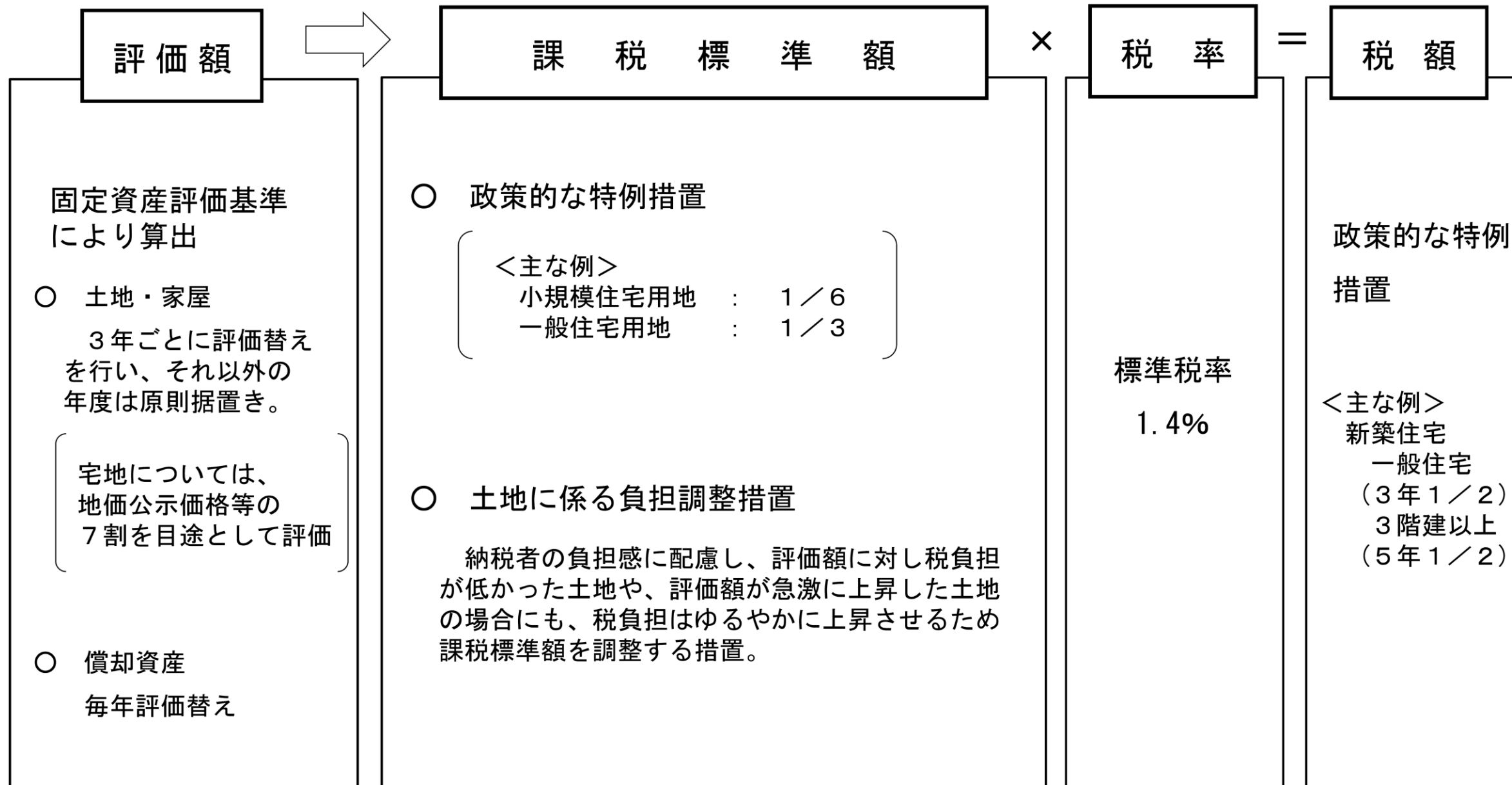
地方消費税の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付
4. 課税標準	消費税額
5. 税 率	～令和元年9月: 63分の17(消費税率換算 1.7%) 国の消費税とあわせて 8%
	令和元年10月～: 78分の22(消費税率換算 2.2%) 10%
	<軽減税率対象> 78分の22(消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%
6. 税 収	48,155億円(平成30年度決算額) ※令和2年度地方財政計画額: 58,210億円
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算
	指 標
	①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額
	③「人口(国勢調査)」
9. 交 付 金	ウェイト
	50%(1/2)
9. 交 付 金	50%(1/2)
	交付基準
	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 令和元年10月 税率63分の17(消費税率換算1.7%)から78分の22(消費税率換算2.2%)に引上げ

- 付加価値税はEU税制に見るように、地方税として向いていないため、完全な独立した地方税ではなく、清算基準により自治体に分配される。
- 清算基準、交付基準に課題
- かつて法人住民税や事業税を国税に、消費税をもっと地方税に、という税源交換論があった。

固定資産税

- | | |
|----------|--|
| 1. 課税客体 | 土地、家屋及び償却資産 |
| 2. 課税主体 | 全市町村（東京都23区内は東京都が課税） |
| 3. 納税義務者 | 土地、家屋又は償却資産の所有者
(土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) |
| 4. 課税標準 | 価格（適正な時価） |
| 5. 税率 | 標準税率1.4% |
| 6. 免税点 | 土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円 |
| 7. 賦課期日 | 当該年度の初日の属する年の1月1日 |



財政調整と地域

地方交付税

○ 所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)。

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税 交付税総額の94%

特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

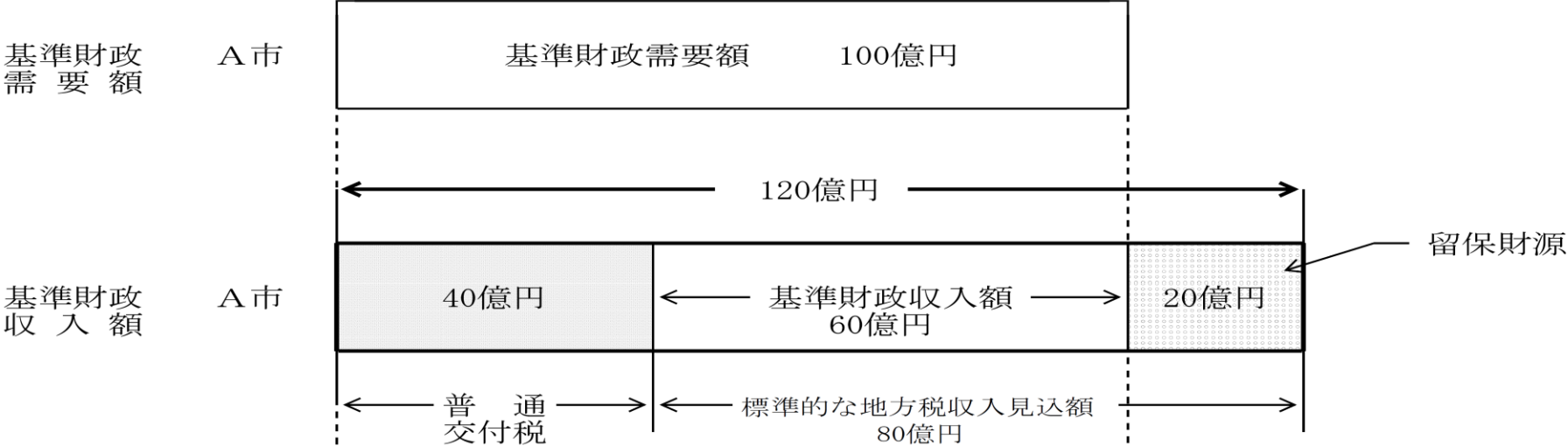
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額
基準財政需要額 = 単位費用 (法定) × 測定単位 (国調人口等) × 補正係数 (寒冷補正等)
基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 原則として 75 %

普通交付税の仕組み



単位費用

×

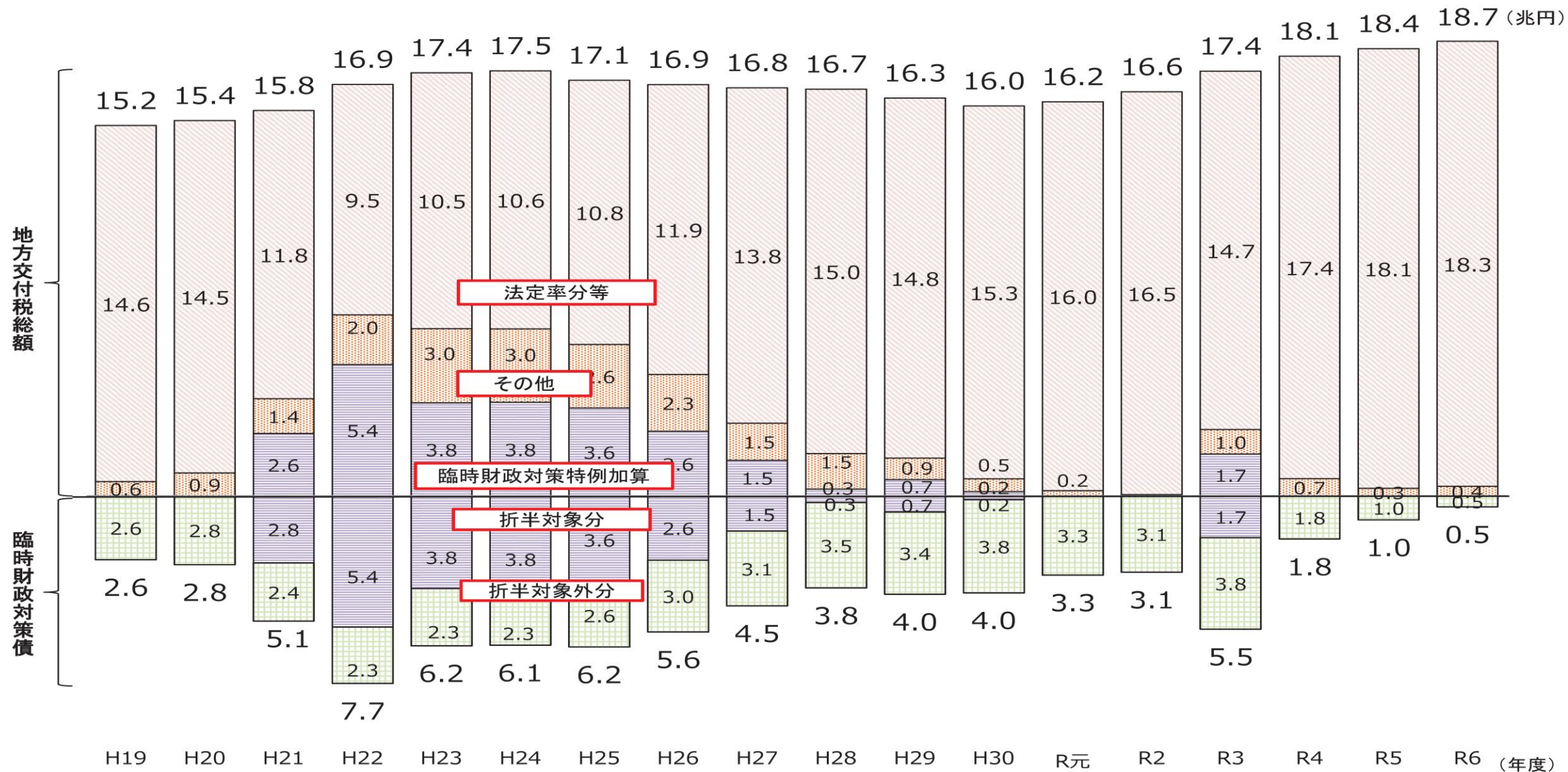
測定単位

×

補正係数

(測定単位 1 当たり費用) (警察職員数、65歳以上人口など) (段階補正、寒冷補正など)

地方交付税総額等の推移



日本の地方財政調整制度の特徴 (地方交付税)

- 一般財源
 - 財源保障と財源調整機能
 - 地方財政計画は地方交付税法の規定（交付税配るため）
 - 基準財政需要と基準財政収入を算定しその差額を交付
 - 標準税率（基準財政収入額算定のため）、留保財源という設定
 - 総額については、基本的にいくつかの国税の一定割合
 - しかし、足りない分は別途対応
 - 交付税特別会計が借入したことも
 - 最近は臨時財政対策債の発行 令和7年度から発行しない方向に
 - 交付税は 国勢調査人口利用が多い→地方税は住民登録人口
 - 外国人や若い人の多いところでは、この2つの統計に差が出る。交付税算定上損が出る可能性。
 - 豊島区で今狭小住戸の法定外税を導入したが、このあたりの配慮か。
-
- 多くの国に多様な制度があるが日本の財源保障はかなり丁寧
 - イギリス（ほぼ教育保育交付金） スウェーデン 需要と収入 別計算

算定項目と測定単位 令和6年度

- 多くの経費項目の測定単位は、国勢調査人口である。5年の間の人口減少などには人口急減補正等での対応。
- リゾート地での雇用、外国人雇用は極端な場合、人によってはどうするか課題。
- 財源保障との財源（財政）調整機能は、人口と面積ではつらい。

1 個別算定経費			
項 目		測 定 単 位	
警 察 費		警 察 職 員 数	
土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	道 路 の 面 積	
		道 路 の 延 長	
	河 川 費	河 川 の 延 長	
	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)	
		外郭施設の延長(港湾)	
		係留施設の延長(漁港)	
		外郭施設の延長(漁港)	
そ の 他 の 土 木 費	人	口	
教 育 費	小 学 校 費	教 職 員 数	
	中 学 校 費	教 職 員 数	
	高 等 学 校 費	教 職 員 数	
		生 徒 数	
	特 別 支 援 学 校 費	教 職 員 数	
		学 級 数	
	そ の 他 の 教 育 費	人	口
厚 生 労 働 費	生 活 保 護 費	町 村 部 人 口	
	社 会 福 祉 費	人	
	衛 生 費	人	
	こ ども 子 育 て 費	1 8 歳 以 下 人 口	
		高 齢 者 保 健 福 祉 費	
		6 5 歳 以 上 人 口	
		7 5 歳 以 上 人 口	
労 働 費	人	口	
産 業 経 済 費	農 業 行 政 費	農 家 数	
	林 野 行 政 費	公有以外の林野の面積	
		公 有 林 野 の 面 積	
	水 産 行 政 費	水 産 業 者 数	
総 務 費	商 工 行 政 費	人	
	徴 税 費	世 帯 数	
	恩 給 費	恩 給 受 給 権 者 数	
	地 域 振 興 費	人	口
地域 の 元 気 創 造 事 業 費		人	口
人口減少等特別対策事業費		人	口
地 域 社 会 再 生 事 業 費		人	口
地域デジタル社会推進費		人	口

2 包括算定経費

測 定 単 位
人 口
面 積

1 個別算定経費		
項 目		測 定 単 位
消 防 費		人 口
土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	道 路 の 面 積
		道 路 の 延 長
	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(漁港)
都 市 計 画 費	都市計画区域における人口	
費	公 園 費	人 口
		都 市 公 園 の 面 積
	下 水 道 費	人 口
	その他の土木費	人 口
教 育 費	小 学 校 費	児 童 数
		学 級 数
		学 校 数
	中 学 校 費	生 徒 数
		学 級 数
		学 校 数
	高 等 学 校 費	教 職 員 数
	生 徒 数	
その他の教育費	人 口	
厚 生 費	生 活 保 護 費	市 部 人 口
	社 会 福 祉 費	人 口
	保 健 衛 生 費	人 口
	こども子育て費	1 8 歳 以 下 人 口
	高齢者保健福祉費	6 5 歳 以 上 人 口
		7 5 歳 以 上 人 口
清 掃 費	人 口	
産 業 経 済 費	農 業 行 政 費	農 家 数
	林 野 水 産 行 政 費	林業及び水産業の従業者数
	商 工 行 政 費	人 口
総 務 費	徴 税 費	世 帯 数
	戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数
		世 帯 数
	地 域 振 興 費	人 口
		面 積
地域 の 元 気 創 造 事 業 費		人 口
人口減少等特別対策事業費		人 口
地 域 社 会 再 生 事 業 費		人 口
地域デジタル社会推進費		人 口

2 包括算定経費

測 定 単 位
人 口
面 積

地方交付税の約 6 % 特別交付税

- 特別交付税は、地方交付税法第 6 条の 2 第 3 項の規定により、地方交付税総額の 6 % となっているが、普通交付税額が各地方団体について算定した財源不足額を超える場合においては、当該超過額を当該年度の特別交付税額に加算することが認められ、反対に普通交付税額が、各地方団体について算定した財源不足額に満たない場合においては、当該不足額は当該年度の特別交付税額を減額してこれに充当する。
- 基本は年2回で、12月は全体の約3分の1
12月は普通交付税算定ベースの算式（ルール）分、
3月の多くは、算式によらない特殊財政需要（勘案）分とされる。

特別交付税 令和5年度分（左は令和5年12月交付 右は令和6年3月交付）

1 交付額

（単位：億円、％）

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
道府県分	625	667	▲42	▲6.3
市町村分	2,283	2,286	▲3	▲0.1
合 計	2,908	2,953	▲45	▲1.5

※ 端数処理により、合計と内訳は一致しない場合がある。

2 主な算定項目

(1) 地域医療の確保（公立病院等）	963 億円
(2) 災害関連	267 億円
(3) 公営企業の経営基盤強化（上下水道等）	252 億円
(4) 農林水産被害対策	185 億円
(5) 消防・救急	152 億円

1 交付額

（単位：億円、％）

区 分	令和4年度		令和5年度		伸 率
	3月交付額	交付総額 A	3月交付額	交付総額 B	A/B
道府県分	920	1,587	1,070	1,694	+6.8
市町村分	7,259	9,545	7,345	9,628	+0.9
大都市	271	423	270	437	+3.3
都 市	5,146	6,575	5,223	6,666	+1.4
町 村	1,842	2,547	1,852	2,525	▲0.8
合 計	8,179	11,131	8,414	11,322	+1.7

（注） 1 端数処理により、合計と内訳は一致しない場合がある。

2 3月交付額は、令和6年能登半島地震に係る繰上げ交付額を含む。

2 交付総額における主な算定項目

（ ）内は令和4年度数値

(1) 災害関連経費	920 億円	(571 億円)
(2) 除排雪経費	439 億円	(654 億円)
(3) 原油価格高騰対策	62 億円	(104 億円)
(4) 地域医療の確保（公立病院等）	1,007 億円	(1,079 億円)
(5) 地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援等）	779 億円	(737 億円)
(6) 公営企業の経営基盤強化	339 億円	(323 億円)
(7) 地域おこし協力隊	280 億円	(243 億円)
(8) 文化財保存	213 億円	(202 億円)
(9) 消防・救急	204 億円	(203 億円)
(10) 防災・減災対策	175 億円	(161 億円)
(11) 農林水産被害対策（有害鳥獣対策等）	168 億円	(160 億円)
(12) 豚熱対策	22 億円	(16 億円)
(13) 鳥インフルエンザ対策	8 億円	(60 億円)

左は特別交付税令和6年度分（12月） 参考

1 交付額

（単位：億円、％）

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
道府県分	887	625	+263	+42.0
市町村分	2,549	2,283	+266	+11.6
合 計	3,436	2,908	+528	+18.2

※ 端数処理により、合計と内訳は一致しない場合がある。

2 主な算定項目

(1) 地域医療の確保（公立病院等）	986 億円
(2) 災害関連経費	687 億円
うち令和6年能登半島地震	412 億円
(3) 公営企業の経営基盤強化（上下水道等）	264 億円
(4) 農林水産被害対策（有害鳥獣対策等）	202 億円
(5) 消防・救急	148 億円

- 特別交付税の配分は、基本的には行政裁量。
- 総務大臣決定であるが、実際は、市町村の場合、ほぼ都道府県知事の決定を追認。
- 圧倒的に道府県より市町村が大きく、市町村では、6％でなく10％を超える。
- 市町村に交付される特別交付税特殊財政需要分は全体の約半分くらいでとの調査が多い。
- おもに市町村の特別交付税ヒアリングに基づく要望が重要。とくに、中小規模市町村。自治体の規模、普通交付税配分の割合に比べ、とくに金額の大きい市町村が存在する。小規模市町村で2割くらい

人口90万人以上の政令市の比較でみると 令和6年度決算

- 歳入に占める地方交付税
 - 北九州13.3%、札幌の12.4%から名古屋の0.6%、川崎 0 %まで。
- 地方交付税に占める特別交付税
 - 名古屋の13.1%、さいたま9.6%から神戸の2.6%まで。相模原は4.2%。
- 特別交付税額
 - 札幌の42.2億から川崎の3.8億まで。京都、神戸、北九州が25億円。
 - さいたま、福岡、横浜は17億。あとは10億円程度。名古屋は11.3億。

国庫負担金の例 義務教育と生活保護

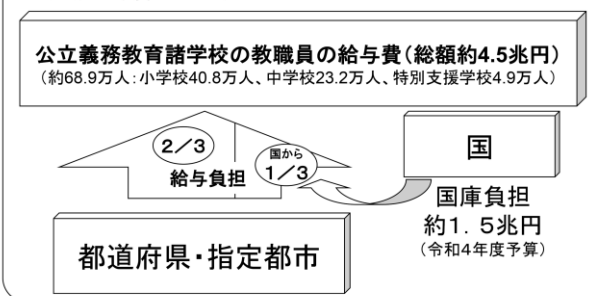
義務教育

制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。
(平成18年度1/2→1/3)



国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3
(※標準法定数(基礎定数+加配定数))

生活保護 ケースワーカー確保が課題

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村が、国の基準に従い、法定受託事務として実施。

都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。

福祉事務所の所員の定数は条例で。ただし、国(厚生労働省)としては、以下の数を標準数として示している。
(法定数ではない)

都道府県 被保護世帯65に1、

市町村 被保護世帯80に1

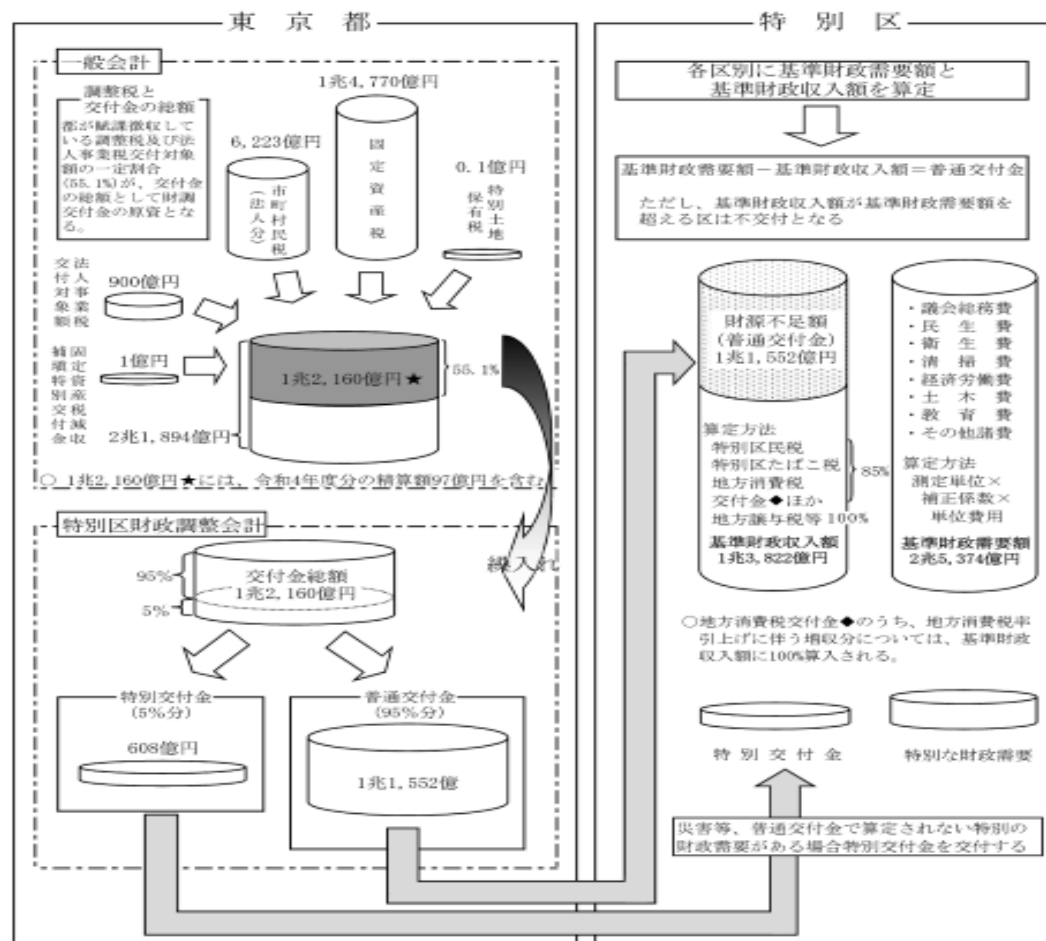
保護費は、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

地方負担分(ケースワーカー等の人件費を含む福祉事務所費など)は、地方交付税の基準財政需要額に算入されることで財源措置。

都区財政調整制度

特別区財政調整交付金算定の仕組み

(図中の数値は、令和6年度フレーム（注）に基づく）



※端数の調整により合計が含まない場合があります。
(注)フレーム：都区財政調整方針に基づく算定見込額

- 地方交付税として、都と特別
地区一体で不交付団体
- 普通市に比べ特別区は機能や税
制上小さい権限
- 現在、都区政の調整制度の基
準が、財政指交が、調みで、
唯一体で、ある。
- かつて、主たる張力、さ
れ、田や、一人、た、市法、
い、課、税、で、よ、う、に、
住、代、に、が、き、な、民、
田、一、都、る、千、た、が、
最、集、型、代、場、千、も、中、
財、

東京都の財政

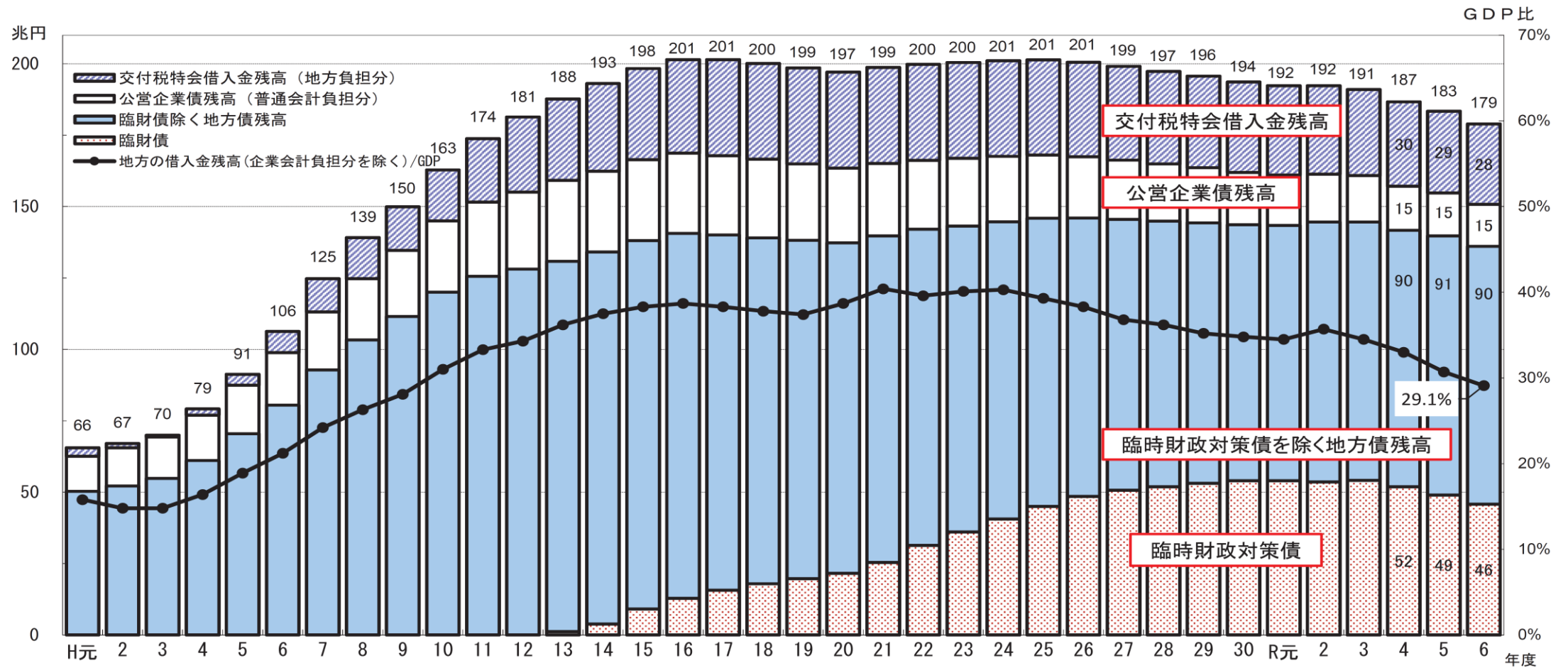
- 全国一所得水準の高い人々が居住する自治体は、おそらく港区。特別区の財政力指数でもトップ。（→農村部は金銭的には豊かでないといえるが、生活レベルはそうともいえない）
- ただし、固定資産税、法人住民税の特別区部分を東京都に拠出している。この部分は千代田区より港区の方が少なく、この部分が千代田区の財源として、消防、上下水機能などを区に戻し、千代田市となって交付税対象となったら、財政力指数は、10以上になる可能性。
- 特別区は、全部が富裕ではなく（一部の区は交付団体になる可能性、23区部分の需要と収入を失った東京都も安泰ではない）、中心区の余裕資金が特別区全体に流れ、23区部分の税収について東京都が得ている部分、23区部分の追加的事務実施費用の差額が、都に、一部は多摩地域に流れているとみられる。

政令指定都市が自治権を高める

- 政令指定都市が特別市（特別自治市）になる場合、市内の財政調整制度が必要となる。その場合、東京都区制度が参考になるか。
- 市と区の事務配分、財源配分

地方財政借入金残高

おそらく7年度には交付税特会、臨財債借り入れ減



※ 1 地方の借入金残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度及び令和6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

※ 2 GDPは、令和4年度までは実績値、令和5年度は実績見込み、令和6年度は政府見通しによる。

※ 3 表示未満は四捨五入をしている。

人口減少の状況

令和8年1月の住民基本台帳調査から

日本の総人口は1億2,377万人 （56万人減） 令和7年1月との比較
うち日本人1億1,974万人 （92万人減）
うち外国人403万人 （35万人増）

都道府県の人口変化（1年間の上昇は）

東京都、大阪府、千葉県の3都府県が人口増

東京都の場合、ほぼ特別区のみ人口増、都内市町村などでは減のところも。

東京都は外国人を含めると75,000人増であるが、日本人住民のみで見ると12,540人増、東京都でも人口減少問題とは無縁ではない。

特別区の人口増も多くは外国人。

首都圏以外では、女性を中心に大都市（政令市など）というダムが決壊か

人口減少に伴う公共施設再編計画

- 会計的観点からみて
 - 建て替え、リノベーションなど計画的に
 - 耐用年数をもとに基金積み立てなど
- 公共施設の見直し、統廃合などのプランづくり
 - 住民との対話、アンケート、具体的な質問項目
 - 無作為抽出メンバーによる委員会
- 子ども向け施設と高齢者向け施設
 - 需要の観点とこれからの方向性（子ども支援など）の観点
- コミュニティバス等で移動手段を確保できるか？
 - 予算だけでなく運転手不足の問題も

自治体の就労支援 中間的労働

- 道府県レベル、あるいは比較的大きな都市では委託で対応
- 委託された団体がどのような対応であるか監督する必要。
- 中小都市では、商工・経済部門、労働部門、福祉部門で対応
- 職員の思い入れにより熱心さが異なるが、熱心なところでも
- 継続性に不安がある。
- 正規公務員は一般職なので移動あり。ケースワーカーの多くは会計年度任用職員。この状況をどう見るか。待遇など。
- みんなで地域を作り上げる。いろいろな状況にある人が、社会貢献できるように。

2026年9月26日27日和歌山大学

地方自治研究学会で行った報告「税による財源強化」およびシンポジウムから

- 1 負担の大きさと負担配分
- 2 学生は働き手か
- 3 スウェーデンの教科書を見ると
- 4 自治体財源の場合・目的税で課税する方法
「何に使われているかわからない」に対して

まとめにかえて

- 人口減少の中で地域の力をどう高めていくか。
- 子育て支援策と人口減少対策は同じではない。未婚率の上昇、少なくなっ
てしまった若者数をベースに考えれば、結婚した夫婦が3人の子供をもつ
状況が何年かあっても、人口が増えることはない。
- とはいえ、子育て支援策は可能な限りすべて実施すべきであるが、方向は
減税ではなく、むしろ増税ではないか。できれば、国税より地方税で。
- 外国人の事柄を避けては通れない。北欧でさえ、外国人無しでは人口減少
の日が近い。どのように、日本を愛してくれるような外国人に来ていただ
くかを真剣に考える必要。

ご清聴ありがとうございました。

使用した資料は、

- 財務省、厚生労働省、総務省、こども家庭庁、東京都
- 財政制度等審議会 等
- OECD, European Commission、Sweden Institute
- DLHC, Local Government Financial Statistics England 2026

- 兼村・星野・稲田『自治体財政を読み解く よくわかる制度・課題・展望』
- 総務省地方分権基本問題研究会（2024.7.12）星野報告資料